

**偏見・差別とプライバシーに関する
ワーキンググループ
これまでの議論のとりまとめ**

令和2年11月

目 次

1. 本とりまとめの経緯、趣旨	- 1 -
2. 偏見・差別等の実態等	- 2 -
(1) 偏見・差別等の実態	- 2 -
① 医療機関・介護施設や医療・介護従事者及びその家族等に対する差別的な言動	- 3 -
② 学校や学校関係者等に対する差別的な言動	- 4 -
③ 勤務先に関連する偏見・差別等の行為	- 5 -
④ インターネットやSNS上での差別的な言動	- 5 -
⑤ 個人に関連する情報を含む詳細な報道	- 6 -
⑥ その他の偏見・差別等の行為	- 6 -
(2) 差別的な言動の法的評価	- 7 -
(3) 関係者による偏見・差別等の防止・抑制に向けたこれまでの取組み ...	- 8 -
① 感染症に関する偏見・差別等の防止に向けた注意喚起・啓発・教育 ...	- 8 -
② 偏見・差別等に関する相談、SNS等における誹謗中傷対応等	- 11 -
3. 今回の事例等を通じて考察できる論点	- 14 -
① 医療機関や社会機能を維持する職業への偏見・差別等の行為	- 14 -
② 行政情報の公開における課題	- 15 -
③ リスクコミュニケーションの必要性	- 16 -
④ 流行地域と非流行地域の分断	- 17 -
⑤ 報道機関の役割	- 17 -
4. 偏見・差別等の防止に向け、関係者が今後更なる取組みを進めるに当たってのポイントと提言	- 18 -
(1) 感染状況が落ち着いている「平時」から取り組むべきこと	- 18 -
① 感染症に関する正しい知識の普及、偏見・差別等の防止等に向けた注意喚起・啓発・教育の強化	- 18 -

② 感染者等に対する差別的取扱、誹謗中傷等を禁止する旨の条例の制定等	- 19 -
③ 偏見・差別等に関するへの相談体制の強化、SNS 等における誹謗中傷への対応等	- 20 -
④ 悪質な行為には法的責任が伴うことの市民への周知	- 20 -
⑤ 新型コロナウイルス感染症対策の特性を踏まえた情報公表に関する統一的な考え方の整理	- 21 -
⑥ 非流行地における啓発等	- 22 -
⑦ 報道の在り方	- 22 -
⑧ 新型コロナウイルス感染症対策に関する施策の法的位置づけ等	- 22 -
(2) クラスター発生時等の「有事」に取り組むべきこと	- 23 -
① 報道機関への対応	- 23 -
② 保育所等における感染対策等の支援	- 23 -
③ 地方自治体や専門家等による情報の発信	- 24 -
④ 「偏見・差別等の行為は許さない」メッセージや応援メッセージの発出	- 24 -
-	
(3) 謝辞及びWG の今後の役割	- 25 -
5. 終わりに	- 25 -

令和2年11月6日

偏見・差別とプライバシーに関するワーキンググループ

これまでの議論のとりまとめ

1. 本とりまとめの経緯、趣旨

新型コロナウイルス感染症流行の早期には、クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」の乗客・乗員、さらに最前線で感染者¹の治療にあたってきた医療従事者やその家族等に対する差別的な言動²が発生した。特に、医療従事者については、差別的な言動による医療従事者らの離職等が医療機関の機能不全の原因となるおそれが懸念された。

その後も、感染者の存在やクラスター発生を公表した学校、事業所、保育所や介護施設等の関係者らへの差別的な言動の事例や、感染症の流行が拡大している地域の住民、そこからの帰省者や来訪者への差別的な言動の事例等が散見された。

このような感染者やその家族、勤務先等に対する不当な扱いや誹謗中傷は、人権侵害に当たり得るのみならず、感染後の差別的な言動への恐怖心から、体調不良時の受診遅れや、陽性判明後の保健所の積極的疫学的調査への協力を拒否することなどにつながり、結果として感染防止対策に支障を来すおそれもある。

これらの差別的な言動に対して、これまで、政府の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議は、本年3月19日からの累次の提言において、感染者・濃厚接触者とその家族、医療・介護・福祉従事者やその家族に対する偏見や差別につながるような行為は断じて許されないこと、報道機関に対しては個人情報

¹ ここでの「感染者」とは、新型コロナウイルス感染症と診断がついて感染症法上等の措置の対象となった方々を指す。無症状の検査陽性者や、回復者も含む。

² ここでの「差別的な言動」とは、本感染症に関する誤解・偏見に基づく、本人にとって不当で不利な扱い、誹謗中傷、負の烙印（ステイグマ）の付与やレッテル貼り（ラベリング）、第三者や公共空間への暴露（アウティング）、個人特定やプライバシー侵害行為、その他これらに類する行為の総称として用いる。

保護と感染症対策を両立させる観点から、特段の配慮をお願いしたいこと、政府や地方自治体に対しては、悪質な偏見や差別の撲滅に向け、その時点で最新かつ確かな知識の周知に努めるとともに、人権が侵害されるような事態が生じないよう適切に取り組むこと等を提言してきた。

また、令和2年3月28日に策定された新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）に基づく「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月25日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）では、政府は、感染者・濃厚接触者や医療機関・医療関係者その他の対策に携わった方々に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないことの呼びかけを行うこととされた。（資料1参照）

この間、国や地方自治体、民間企業・団体による啓発や相談の実施など、差別的な言動の防止に向けた官民の取組みも進められるようになり、社会の問題意識も高まって、被害を受けた人々に対する激励や共感を示す市民も増えている。

こうした状況の中で、本年7月6日に開催された政府の第1回新型コロナウイルス感染症対策分科会において、この問題を議論するワーキンググループの設置が提案された。これを受け、同分科会の下に「偏見・差別とプライバシーに関するワーキンググループ」（以下「本WG」という。）が開催されることになり、新型コロナウイルス感染症に係わる偏見・差別等の実態やそれを踏まえた今後の取組み等について、本年9月1日以降4回にわたり、ヒアリングや議論を行ってきた。

本報告書は、本WGにおいてこれまでのヒアリング等によって把握した偏見・差別等の実態、及びこれに関する関係者の取組み、そこから考察できる論点、及び国や地方自治体、関係団体・NPO等が今後更なる取組みを進めるに当たって踏まえるべきポイントや提言を取りまとめたものである。

2. 偏見・差別等の実態等

（1）偏見・差別等の実態

本WGでは、新型コロナウイルス感染症に関連する差別・偏見等の実態を把握するため、様々な関係団体・機関からヒアリング等を実施した。具体的には、第2回WG（令和2年9月24日）において、報道関係団体とネット事業者

団体からヒアリングを実施した。また、第3回WG（令和2年10月16日）において、医療機関や学校等を含む関係5団体等からヒアリングを実施した。さらに、全国知事会には、全国各地での実態に関する調査を実施していただき、情報提供を受けた。そのほか、関係団体、関係各省等からも、資料提出を求めるなどの方法で事例収集を行った。

その結果、様々な場所で様々な態様による差別的な言動が発生したことが明らかになった。以下では、これまでのヒアリング等により把握した差別的な言動を示す（資料3、4参照）。

① 医療機関・介護施設や医療・介護従事者及びその家族等に対する差別的な言動

（主な事例）

- ・ 感染者が発生した医療機関・介護施設等に対する周辺地域からの誹謗中傷、暴言、苦情。
- ・ 医療・介護従事者への誹謗中傷（「近寄るな」等の暴言、消毒薬を噴霧するなどの行為等）や兼務する別の勤務先からの出勤拒否。
- ・ 医療・介護従事者の子どもに対するいじめや一部の保育所等での登園拒否、医療・介護従事者の家族に対する勤務先による出勤拒否。
- ・ 感染した医療・介護従事者やその家族の勤務先名や実名、事実と異なる情報のSNS上での拡散。
- ・ 感染者が発生した他の高齢者福祉施設と誤認され、利用者のサービス利用が減少。
- ・ 感染者が発生した医療機関への医師派遣の停止、当該医療機関からの入院患者の転院や他施設入所の拒否、配送業者等による院内への搬入・検品等の拒否。

典型例として、ヒアリングに協力いただいた相模原中央病院の例がある（資料3参照）。

令和2年年2月17日、神奈川県と相模原市は、国内初の死亡患者を担当していた看護師が感染したことを公表した。ヒアリングでは、病院の外観が空撮などで大きく取り上げられ、連日のように報道が続いたり、直接関連のない記事に外観画像が使用されたりすることにより、職員全員が新型コロナウイルスに感染しているかのようなイメージが作られたことが契機となって、医療機関としての機能を喪失する過程が明らかとなった。

公表の直後から、医師の派遣や入院患者の転院の拒否が続いたほか、職員

の子の託児所の受け入れ拒否や、学校から子どもの自宅待機指示が続くようになり、病院は2月19日に「職員や家族がいわれのない差別的扱いを受けている」とする文書を公表せざるを得なくなった。さらに、医療機関の機能を維持する事業者が病院への出入りを差し控えるようになった。

人的物的な困窮により、休診していた外来診療の早期再開が困難となったが、3月24日より外来診療を再開した。病院を応援する報道も出てきたこと、診療にあたった医師が症例報告を日本感染症学会のウェブサイトにて発表し、当時の院内の状況や医療従事者の心情が広く知られることによって風向きが大きく変わったとのことであった。

② 学校や学校関係者等に対する差別的な言動

(主な事例)

- ・ 感染者が発生した学校に対する周辺地域からの誹謗中傷、暴言、感染した生徒を中傷する電話。
- ・ 学生寮やクラブ活動等における大規模なクラスター発生時の当該学校の学生・関係者すべてに対する中傷や来店拒否。
- ・ 学校公式ブログの活動紹介の生徒写真がSNS上に流出し、批判とともに拡散。

典型例として、ヒアリングに協力いただいた立正大学淞南高等学校の例がある（資料3参照）。

令和2年8月9日、島根県と松江市は、立正大学淞南高等学校のサッカーチームの寮でクラスターが発生し、生徒と教員計88名が検査陽性となったと発表した。最終的に計108名の陽性が確認された。

ヒアリングでは、規模の大きなクラスターであった点に注目が集まる報道を発端として、感染対策以外にも報道や誹謗中傷、保護者からの苦情等の対応に追われた経緯が明らかにされた。8月31日までに、のべ98件の苦情、207件の報道機関からの問い合わせ、71件の激励が届いたとのことであった。住民から生徒や学校への監視が行われ、生徒やその家族が日常生活を継続できない事例も相次いだ。さらに、同校の生徒の写真などがネット上で誹謗中傷に晒され、それが報道されることによってさらなる誹謗中傷を招く結果となつた。

その後、サッカー関係者からの激励や、奮闘する高校の対応に対する好意的な報道なども行われるようになり、事態は改善に向かった。また、学校ではオンラインミーティングやメッセージ配信等により生徒の心のケアが行わ

れた。

なお、島根県から人権侵犯の疑いで通報を受けていた松江地方法務局は、プロバイダ等に削除要請を行ったとのことである。

③ 勤務先に関する偏見・差別等の行為

新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、職場においても感染に起因する差別的な言動やハラスメント、いじめに関する相談が相談窓口に数多く寄せられており、例えば日本労働組合総連合会（連合）に寄せられた相談件数は、例年と比較しても1.5倍程度となっている。

特に、医療従事者や社会機能の維持に関わる職業に就いている者等に対する差別的な言動の実態が、相談内容からも明らかになっている。

(主な事例)

- ・ 家族の検査陽性又は感染による自宅待機を理由とする有給休暇取得等、正当な理由がある行為に対する職場からの始末書提出の指示。
- ・ 家族の入院している医療機関に感染者が入院している等の理由による、勤務先からの検査や出勤停止等の要請。
- ・ 検査陽性又は感染を理由とする勤務先からの雇止め。
- ・ 運送事業者の社内における県をまたいで移動する長距離トラックドライバーへの嫌がらせ。

④ インターネットやSNS上の差別的な言動

今回、インターネットやSNSの普及に伴い、自治体やマスメディア等によって公表される限られた情報をもとに、感染者本人やその家族、濃厚接触者等の個人が特定され、SNS上で実名、写真などの個人情報が拡散されたり、特定の個人を中傷する内容の書き込みがされた事例が見られた。また、自治体公表前に自宅待機している児童・生徒を感染者かのように噂し、それが拡散したなど噂や誤情報が差別を引き起こした事例や、事実とは異なる情報がSNSやインターネット上で流布し、風評被害により営業が困難となる事例も見られた。

このような行為については、感染者本人やその家族等にとどまらず、誰もが対象となる可能性がある。

(主な事例)

- ・ インターネット上での感染者の写真検索、いわゆる犯人探し。

- ・ 地方自治体が公表した地域名や行動歴から感染者本人やその家族を特定した上でのインターネット上での非難や誹謗中傷。
- ・ 感染者及び家族等の勤務先、立寄り先等の行動履歴の情報が SNS 上に拡散。
- ・ 感染者とは別の者が感染者として拡散され、その者の店舗経営に支障を来すなど、誤情報の拡散による被害。

⑤ 個人に関連する情報を含む詳細な報道

新型コロナウイルス感染症に関する報道は多くなされたが、発生直後を中心に、感染者やその家族、クラスターに関する個々の事例について、個人に関連する情報も含めて詳しく報道されたり、日々更新されたりする事例があった。こうした報道を足がかりとして、個人や家族を特定する行為や差別的な言動が、インターネットや SNS 上で喚起された可能性が考えられる。

また、地方自治体が感染者等について詳細な情報を公表し、報道機関がそのまま報道した事例や、複数の情報源や取材を組み合わせることにより地方自治体が発表した情報よりも詳細な内容の報道に至ったことが窺われる事例もあった。

(主な事例)

- ・ 感染者と濃厚接触者、クラスターの人物関係の図示と更新。
- ・ 院内感染が発生した有力な原因があるかのように報じた事例。
- ・ 感染者の子どもの学校名の報道。
- ・ 感染者の職業と詳細な行動履歴に関する報道。
- ・ 行動の自粛を呼びかけられていた場所へ旅行や帰省をした人や、健康観察期間中に旅行をした人の所属や国籍等に関する報道。

⑥ その他の偏見・差別等の行為

これまで述べた以外にも、新型コロナウイルスに関連した差別的な言動には、次のような事例が挙げられる。

- ・ 不特定多数の人と接する、または県境を跨ぐといった業務内容の職業に従事する者に対する偏見、誹謗中傷。
- ・ 行動履歴や職業、国籍を理由としたデマや偏見、誹謗中傷。
- ・ 県外在住者や県外ナンバー車所有者等に対する差別的な言動、サービスの利用拒否。
- ・ 感染者本人を特定した上でのサービス利用の拒否。

- ・ 外国籍の人に対する新型コロナウイルスに関連した差別的な張り紙。
- ・ 歓楽街に従事する人々に対する嫌がらせ。

(2) 差別的な言動の法的評価

(1) で列挙した行為の中には、陰口や悪口から、明らかな権利侵害に該当する違法行為まで、様々なレベルのものが存在する。

新型コロナウイルスによる感染は、誰にでも起こり得るものであり、検査陽性や感染の事実のみを捉えて、何か落ち度があったかのように感染者・回復者やその家族・関係者を非難したり中傷したりすることが不当であることは言うまでもない。このような行為は、非難を恐れての受診や検査の忌避を招きかねない行為であり、感染拡大や感染者の重症化に繋がりかねないのであって、社会に対して危険をもたらしうる行為でもある。また、感染者等を貶めるような言動を公然と行えば、たとえ感染したことが事実であっても、名誉毀損となる可能性があり、感染者等の身元やその行動経路を探索して晒す行為は、プライバシーの侵害となりうる。更に、感染者等に対する合理的な理由のない差別的な言動は、その人格とその尊厳を傷つける違法な行為と評価され得る。これらの行為は、単に「望ましくない行為」に留まらず、それを超えた「違法行為」として法的な制裁の対象となる場合がある。

例えば、他人の名誉を毀損する行為、プライバシーを侵害する行為、不等な差別的取扱いによって人格とその尊厳を傷つける行為は、いずれも民法上の不法行為（民法 709 条）と評価され、損害賠償を請求されることがある。また、名誉棄損罪（刑法 230 条）、侮辱罪（同法 231 条）、信用棄損罪及び業務妨害罪（同法 233 条）、威力業務妨害罪（同法 234 条）、強要罪（同法 233 条）、器物損壊罪（同法 261 条）など、刑法上の犯罪として、処罰の対象となるものもある。

更に、検査陽性や感染を理由とする職場でのハラスメントは、職場の適正な環境を害したものとして行為者が不法行為責任を問われるだけでなく、会社も使用者として責任を負うことがある。また、感染者等の出勤を合理的な期間を超えて長期間停止させたり、退職を強要したりすることは、不当な解雇・労働条件変更として、損害賠償や処分無効となり得る行為である。

このように、感染者等に対する差別的な言動は、単に「望ましくない行為」を超えた「違法行為」に該当する可能性があり、法的制裁の対象となる場合があることは、広く周知される必要がある。

また、当初は単なる悪口であった行為が、類似の報道や SNS などによって増幅されることにより、権利侵害に結びつくということも実例から明らかに

なっている。したがって、発生の当初から、悪口・陰口レベルであるからと言って放置せずに、偏見・差別等の行為としての違法行為に発展しないように注意していく必要がある。

なお、今回、日本弁護士連合会に御協力いただき、これらの行為の法的評価についてQ&Aを作成していただいた³（資料2参照）。

(3) 関係者による偏見・差別等の防止・抑制に向けたこれまでの取組み

新型コロナウイルス感染症に関する偏見・差別等に対しては、発生直後から、国や地方自治体、関係団体・NPO等により、防止に向けた様々な対応が行われてきており、今回、都道府県を中心に、多くの取組みが行われていることがわかった。以下は、今回のヒアリング等で把握した取組みの例である。

① 感染症に関する偏見・差別等の防止に向けた注意喚起・啓発・教育

i) 地方自治体による対応

全国知事会による調査によれば、すべての都道府県内において、偏見・差別等の行為やいじめの防止に向け、動画配信、テレビ・新聞・ラジオ広告、首長メッセージ、ポスターやリーフレット等の作成、キャンペーンの実施等による啓発が実施されている。例えば、県内プロスポーツチームの協力のもと偏見・差別等の行為の禁止を呼びかける動画等を制作する秋田県、サンガスタジアム等を活用して動画による啓発を行った京都府等、地域に根差した組織や施設等と一体となって啓発に取り組んでいる事例も報告された。

また、全国知事会において人権メッセージを発信したほか、各都道府県においても市町村や関係機関と連携して共同宣言を発出している。更に、例えば香川県では民間と連携して“参加型・ボトムアップ型”的アプローチを組み込んだキャンペーンによって啓発の輪を広げるなど、様々な広報媒体を活用して周知を行っている。

教育関係においても、各地方自治体で、いじめ防止に向け、教材の作成・活用や児童・生徒に寄り添った相談等を実施している。「不確かな情報に惑わされず正しい情報を得ようとする姿勢」や「差別的な言動に同調せずそれらを批判的に捉えられる判断力を育み、偏見・差別等の行為や、いじめをなくす

³ このQ&Aは、あくまで一般論を示すものであり、実際の法的評価は個々のケースに応じて行われるべきである。

行動につなげるため、ケーススタディの掲載や家庭でも活用しやすいよう絵本に近いものにするなど工夫を凝らしながら人権学習教材の作成・活用を図っている。

また、スクールカウンセラー、SNS 相談窓口の活用を促すとともに、効果的な活用例を教職員へ周知するなど、児童・生徒の心のケアにも取り組んでいる。

市町村においても、例えば茨城県下妻市で、感染者やその家族、医療従事者等への差別的な言動をなくすため、正しい知識の普及啓発を進める内容の条例を制定する等、様々な取組みが進められている。

ii) 関係各省による対応

内閣官房においては、政府広報等により、医療従事者をはじめとする関係者への人権上の配慮を呼びかけるテレビスポット CM や、偏見・差別等の行為に関する取組みについての国務大臣動画メッセージのホームページ掲載等を行っている。

厚生労働省においては、ホームページ上に、日本赤十字社の差別や偏見防止に関する資料、医療従事者向けの感謝のポスターのほか、一般の方向けの啓発資料を示している。また、社会機能を維持するために就業が必要な医療従事者等の子どもに対する保育所などにおける預かりの拒否等に関して、医療従事者等は感染防御を十分に行った上で対策や治療に当たっていること、市町村等においては医療従事者等の子どもに対する偏見・差別が生じないよう十分配慮することを徹底する事務連絡を本年 4 月に発出している。

法務省においては、法務大臣から、感染者・濃厚接触者や医療従事者、その家族等に対し、誤解や偏見に基づく差別を行わないよう呼びかけが行われるとともに、被害にあった場合には人権相談窓口を活用してほしい旨の呼びかけが行われた。また、ホームページや SNS、新聞や広報誌など様々な媒体により不当な差別を行うことは許されないことを繰り返し呼びかけるとともに、人権相談窓口の周知等が行われている。また、インターネット上の誹謗中傷等に係る人権啓発活動として、児童やその保護者を対象とした啓発冊子や啓発動画の作成、人権教室の実施、SNS 利用に関する人権啓発サイトの開設などを行っている。

文部科学省においては、新型コロナウイルス感染症に関連した児童生徒等に対する差別や偏見の防止や発生時の対応について各都道府県教育委員会や学校に周知するとともに、本年 8 月には新型コロナウイルス感染症は誰もが感染する可能性があること、感染者に対する偏見・差別は許されないことな

どを内容とする児童生徒等向け、教職員向け、保護者・地域住民向けに大臣メッセージを発出した。また、インターネット上の誹謗中傷等に関するトラブルを防ぐための情報モラル教育の充実に向けて、教員向け指導資料の作成や、スマートフォン等をめぐるトラブル防止のための児童生徒等向け啓発資料の作成等を行うとともに、子どもたちが新型コロナウイルス感染症に対する不安から陥りやすい差別や偏見などについて考えるための啓発動画等を作成し、周知を行っている。

iii) 民間団体等による対応

民間団体等でも様々な取組みが実施されており、その一例として、愛媛県の有志グループによる市民運動「シトラスリボンプロジェクト」がある。このプロジェクトは、コロナ禍で生まれた感染者や医療従事者等への偏見・差別を、思いやりの輪を広げることによりなくしていこう、また、安心して検査を受けられる雰囲気を醸成し、感染拡大防止にもつなげていこうという取組みである。

このほか、今回のヒアリングで、日本弁護士連合会及び日本看護協会からそれぞれ、差別のない社会を築くための会長声明及び感染症拡大に伴う法的課題や人権問題に取り組む宣言、著名人による看護職への応援メッセージやコンビニエンスストアの協力を得たキャンペーンといった取組みが報告された。

iv) 報道機関による対応

一般社団法人日本新聞協会及び一般社団法人日本民間放送連盟においては、新型コロナウイルス感染症に関する偏見・差別等の行為についての専門家との意見交換を行ってきた。本年5月に発出した共同声明⁴では、「正しく恐れ、人をいたわる。そのような姿勢が社会全体に広がり、収束に向けて人々が安心して暮らせる社会を取り戻していくよう、私たちは報道機関としての役割を一層自覚し、読者や視聴者・リスナーの期待に応えていかなければならない」と決意が述べられている。また、本年10月には関連のシンポジウムを開催した。

⁴ 一般社団法人日本新聞協会、一般社団法人日本民間放送連盟. 新型コロナウイルス感染症の差別・偏見問題に関する共同声明. 令和2年5月21日
[<https://www.pressnet.or.jp/news/20200521.pdf>]

インターネットメディア協会においては、倫理綱領を策定し、各媒体や団体に徹底を呼びかけているほか、自主的に勉強会やセミナーを開催してきた。ネットメディアにおける信頼性の向上のため、掲載した内容を評価できるよう、ユーザーに対するリテラシー教育も実施しており、新型コロナウイルス感染症も取り上げ、知見を共有しながら偏見や差別を抑制するような報道の在り方を模索している。

② 偏見・差別等に関する相談、SNS等における誹謗中傷対応等

i) 都道府県による対応

今回のWG開催を契機に行われた全国知事会による全国調査によると、都道府県の約8割が偏見・差別に関する独自の相談窓口を設置しており、10県では新型コロナウイルス感染症専用の相談窓口を設置している。また、都道府県によって外国人向けや児童生徒向けの相談窓口、弁護士による法律相談窓口等、対象や目的別に相談窓口を設置している。加えて、相談対応日数の拡大、相談員の増員、社会福祉士や弁護士による緊急専門相談会の拡充等、相談体制を強化することで新型コロナウイルス感染症の発生に伴った相談需要の高まりにも対応している。

この調査によれば、相談件数は全体で1,000件超となっているが、集計していない自治体等もあり、実際の件数はさらに多いものと見込まれる。

SNS等における不適切な書き込みに対しては、都道府県の半数以上がモニタリング等を行い不適切な投稿を検索し、法務局への通報や削除要請等の対策を実施している。県、市町村、民間団体が一体となった組織でモニタリングを実施し、迅速な削除要請対応を行っている香川県や、県警サイバー犯罪対策室と連携してネット書き込みに係る特性や動向について情報収集を行っている山梨県、差別・誹謗中傷に対応するための部局横断型のチームを発足させ、関係行政機関や関係団体と連携して対応している長野県等、各都道府県において関係機関との連携、体制強化が進められている。

また、例えば三重県では、不適切な書き込みをスクリーンショットで撮り、画像情報等を投稿できるアプリ「ネットみえ～る」を独自に開発・運用しており、学校や警察等とも連携しながら児童を守る対応や心のケア等を実施している。

一方で、地域により取組状況に差があること、また、対策は実施しているも

のの実際に不適切な書き込みを発見したのは半数程度であること⁵、LINE グループなど閉ざされたやり取りで生じる不適切な書き込みは対応が難しいこと等の課題もある。

ii) 関係各省による対応

法務省の人権擁護機関においては、法務局職員や人権擁護委員が人権に関する相談を無料で受け付けており（平成 31 年・令和元年実績：約 20 万 3570 件）、新型コロナウイルス感染症に関する人権相談も、令和 2 年 3 月で 164 件、令和 2 年 8 月で 232 件寄せられている。⁶（資料 5 参照）

人権擁護機関では、人権侵犯事件の調査救済活動として、被害者からの申告等を受け、事案の調査及び適切な措置（「調整」、「援助」、「勧告」など）を実施している（平成 31 年・令和元年実績：1 万 5420 件）。人権侵犯事件の中には、インターネット上の書き込みによる名誉棄損やプライバシー侵害といったものもあり、そのような場合の対応として、警察窓口の紹介、プロバイダ等への書き込み削除依頼の具体的方法の助言を行っている。また、当該書き込みの違法性を判断した上で、法務局からプロバイダ等へ当該書き込みの削除要請を行うこともある。（資料 5 参照）

文部科学省においては、SNS 等を通じていじめを含む様々な悩みを抱える児童生徒等からの相談を受け付ける事業を実施している。

厚生労働省においては、ホームページに、過去に新型コロナウイルスに感染したことを理由とした、人格を否定するような言動等は、職場におけるパワーハラスマントに該当する場合がある旨を掲載し、関係団体に周知するとともに、都道府県労働局等に設置されている総合労働相談コーナーで職場におけるいじめ・嫌がらせなどの相談を受け付けている。また、顧客等からの著しい迷惑行為については、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号）に基づく指針（「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」（令和 2 年 1 月 15 日））において、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組みを記

⁵ 将来的には、表現の自由に配慮しながらも、人工知能（AI）等を用いて、検知力を向上させていくことも選択肢として考えられる。

⁶ 3 月には、外国人やクラスターが発生した施設の利用者等に対する警戒感に基づく漠然とした感染不安に起因する相談が多く見られた一方で、8 月の相談は、自分や周囲の者が感染したとの情報が拡散して被害を受けたとする事案が多く見られた。

載し、周知啓発している。

今後、職場におけるパワーハラスメントを防止するため、厚生労働省において、引き続き一般の方への周知啓発や労働者からの相談への対応、事業主に対する助言指導に取り組んでいくことが必要である。

iii) 民間団体等による対応

(a) 弁護士会

日本弁護士連合会及び各弁護士会では、全国統一ダイヤルを設け、新型コロナウイルスに関する電話法律相談を実施した（令和2年4月下旬～令和2年7月下旬）。その中で、差別やプライバシー侵害、風評被害に関する質問も多く寄せられた。

また、大阪弁護士会においては、「あかん！コロナ差別 ホットライン」として、相談料無料で、偏見・差別等に関する電話相談の受付を実施した。

さらに、本年12月上旬には、日本弁護士連合会が主催する「人権週間ににおける新型コロナウイルスと偏見・差別・プライバシー侵害ホットライン（仮題）」が実施される予定である。

(b) 法テラス

法テラスでは、新型コロナウイルス感染症に関する差別やプライバシー侵害、風評被害も含めた法的トラブルの解決に必要な法制度や相談窓口等の情報を無料で提供するとともに、資力の乏しい方に対し、弁護士や司法書士による無料法律相談や訴訟代理等が必要となる場合にその弁護士費用等の立替えを実施している。

(c) 民間団体

ネット事業者団体である一般社団法人セーファーインターネット協会（SIA）においては、令和2年6月から、ネット上で誹謗中傷等の被害を受けている者からの相談を受け付け、SNS事業者を含めたプロバイダ等に対して削除措置を促す取組みを行っている⁷。また、ホームページにおいても

⁷ ヒアリングでは、削除依頼を行っても、プラットフォーム事業者の判断に委ねられることから削除が困難な場合が多いこと、また、海外プラットフォームの場合には相対的に削除が困難であること、民間事業者等の第三者からの削除依頼より被害者本人からの削除依頼のほうが削除される可能性が高い場合もあるとの報告があった。

被害者からの申告を積極的に呼びかけている。

3. 今回の事例等を通じて考察できる論点

以上、ヒアリングや調査等を通じて、今回の新型コロナウイルス感染症の発生に伴って生じた偏見・差別等の行為の事例、及びそれらに対するこれまでの対応状況を整理した。

我が国の感染症対策は、基本的に法的な私権の制限は最小限に止め、互いの協力意思や善意を基盤としている。しかし、このWGで行ったヒアリング等を通じて、感染者、濃厚接触者、その家族等に対する不当な差別的な言動が存在するという実態が明らかになった。

特に感染症の発生初期には、人々の持つ未知の病に対する漠然とした不安や、特に基礎疾患のある人々や高齢の人々、その家族にとってはできる限り感染リスクを低く抑えたいという心情があり、感染症に対して強い忌避の感情が発生することはある得ることである。ここから、ウイルスや感染症ではなく、感染者や感染対策をおろそかにしているように見える人々への処罰的な感情が生じやすい状況が生まれた可能性が考えられる。

そのような中で、今回、忌避的または処罰的な感情が暴走して深刻な人権侵害が生じるケースが発生し、これらが感染対策のみならず、社会経済活動全般に対しても負の影響を生じさせる事象が相当の規模で生じていると評価できよう。

ここでは、今後の感染症の発生等に備え、今回のヒアリング等やメディア報道等から把握できた事象のうち、とりわけ発生初期のものについて考察し、今後の教訓となる点に関して本WGの議論を整理しておく。

① 医療機関や社会機能を維持する職業への偏見・差別等の行為

医療機関の職員は、新型コロナウイルス感染症の流行中にあって、院内感染や施設内感染を起こしてはいけないという緊張感のもと、感染リスクを抱えながら職務に従事してきた。また、私生活でも感染リスクを低減するよう厳しく規律した生活を余儀なくされている。

しかしながら、本WGで収集した事例では、院内感染への恐怖の背景に、発生した事実が広く社会に知られることによって、職員の日常生活が脅かされるおそれがあり、それが大きいことが明らかになった。嫌がらせを受けた、陰口を言われた、貼り紙を貼られた等の被害事例から、出勤の差し控え、家庭内の感染防止や近隣住民からの批判を回避するための別居、引っ越しを余

儀なくされた事例など、その被害は深刻である。

さらに、本 WG で収集した事例では、医療機関で働く職員の子どもの預かりを一部の保育所が拒否したことにより、職員が通勤困難になり、医療機関としての機能を低下させた例が報告された。他方、保育所においては、子どもへの流行へのおそれが保護者からも寄せられ、登園自粛を求めざるを得なくなつた可能性もある。

また、社会福祉施設で働く職員についても、ひとたび感染が発生すれば重篤化しやすい利用者と、日々、数多く接することから、高い緊張感を維持しながら業務に従事している。交通・流通事業者など長距離を行き来する職業や、小売・販売事業者、警察関係者など職務上多くの人と接する職業などにおいても、地域間での感染拡大を招くことのないよう注意を払いながら社会機能の維持に努めている。このような社会機能を維持する様々な職業においても、医療機関の職員と同様の事例が報告され、各種相談窓口に寄せられていることがわかっている。

② 行政情報の公開における課題

本 WG で検討してきた差別的な言動プライバシー侵害に関する事例の中には、地方自治体による感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）に基づく公表が発端となった事例も一部で確認されている。

感染症法第 16 条第 1 項では、厚生労働大臣及び都道府県知事は、同法の規定により収集した感染症に関する情報について、「感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報並びに当該感染症の予防及び治療に必要な情報を新聞、放送、インターネットその他適切な方法により積極的に公表しなければならない」と定められており、第 2 項で「前項の情報を公表するに当たっては、個人情報の保護に留意しなければならない」と定められている。

さらに本年 2 月、厚生労働省から都道府県等に向けて、「一類感染症が国内で発生した場合における情報の公表に係る基本方針⁸」（令和 2 年 2 月 27 日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡。以下「基本方針」という。）が示され、これを参考にしつつ、適切な情報公表に努めるべきとの事務連絡が出されて

⁸ この基本方針では、情報の公表の目的について、「感染症のまん延を防止し、感染症による健康リスクが個人や社会に与える影響を最小限にするため」であるとともに、職業、居住している市区町村、基礎疾患、国籍、医療機関名などは公表の対象ではないとしている。

いる。

このような中で、地方自治体では、個々の事例ごとに公表の仕方に苦慮し、工夫を重ねてきたが、中には、外部から詳細な情報を示すよう要求され、当初の予定以上に公表せざるを得なかった場合もあった。結果として、地方自治体が公表する情報の程度に差が生じ、感染者の検温結果や感染者と濃厚接触者らの人物関係図などの、まん延の防止に資するとは考えにくい情報を公表する事例も発生した。

これらの事例は、感染症法第16条の直接の対象となっていない市町村においても見られたが、より人口の少ないコミュニティでの公表は、個人が特定されるリスクを高めるものと考えられる。

③ リスクコミュニケーションの必要性

「大都市の歓楽街における感染拡大防止対策ワーキンググループ当面の取組方策に関する報告書」にも記載されているように、リスクコミュニケーションとは、「当該リスクに関する人々が、リスクについての正しい情報及び互いの意見をやり取りするプロセス」である。その究極的な目的として、世界保健機関（WHO）は、人々が自身、そして愛する人々を守る決定を、十分なリスク情報に基づいて行えるようになると指摘している⁹。

本WGで収集した事例からは、差別的な言動の担い手側に、新型コロナウイルス感染症への恐怖が醸成されていること、他方、差別的な言動による被害を被った側においても、家族や同僚、近隣住民に迷惑をかけまいとするあまり、自らの行動歴や感染を責められるべき事実として受忍し、攻撃をやり過ごそうとしていることが窺えた。しかし、こうした状況では、その時点で科学的に最も確かなリスク情報を冷静に受け止め、互いに確認するというプロセスが抜け落ちやすくなってしまう。

このため、感染症発生初期はもちろん、感染状況が落ち着いている時期においても、差別的な言動の防止のためには、リスクコミュニケーション、即ち、感染対策に関わる人々（都道府県や市町村（保健所）や専門家など）と、例えば新型コロナウイルス感染症にとってハイリスクとされる場に關わる人々、近隣住民との間で、感染リスクをめぐる対話が継続的に行われることが重要である。そして、そのような対話の場の形成において、都道府県や市町村の果たす役割は大きいと考えられる。

⁹ WHO. General information on risk communication. [<https://www.who.int/risk-communication/background/en/>]

④ 流行地域と非流行地域の分断

全国知事会による全国調査によれば、都道府県外在住者や都道府県外ナンバー車所有者への誹謗中傷などの事例、同一県内での地域間の分断と軋轢が確認されている。その背景には、新型コロナウイルス感染症が流行していない地域では、感染や「村八分」の恐怖などがあると指摘されている。

流行地に比べて非流行地のほうが新型コロナウイルス感染症への恐怖は強く、ひとたびクラスターが発生した場合の社会的制裁も苛烈なものになりやすいことが窺える。

⑤ 報道機関の役割

報道機関は、感染の拡大に伴う取材方法の制約もある中で、新型コロナウイルス感染症に関するわかりやすい情報を、その媒体や番組、紙面の特性に応じて、読者や視聴者・リスナーに届けてきた。記事や素材の無償公開等により市民に伝えたい感染対策の周知が進んだほか、光の当たりにくい苦しみを抱える人々の存在を知らせたり、差別的な言動から立ち直る人々のその後を伝えたりする等、偏見・差別等の軽減にも大きく貢献してきた。また、感染を拡大させた原因として取材活動が結び付けられて、取材者自身が人々から誹謗中傷の対象となった事例があったことも忘れてはならない。

しかし一方で、本WGで収集した事例では、感染者やクラスターに関する報道に関し、感染が確認された医療機関や学校等における取材対応そのものへの負担に加え、報道を見聞きした人々からの多様な反応によって、現場が大きく圧迫されたとするものがあった。このウイルスは、気を付けていたとしても、誰もが気づかないうちに感染し、その感染経路の同定は極めて困難であるにもかかわらず、最初にウイルスが持ち込まれた経緯や感染経路の同定などに注目が集まり、関係者の落ち度を問われる場面が見られた。マスメディアは人々の情緒に強く働きかける力を持っているため、これらの事例では、報道に接したこと等により、感染者やクラスター発生場所に対して攻撃的な反応をした人々による様々な差別的な言動が、感染者やその関係者らを追い詰めていったことが窺える。

報道の発端となる、国や地方自治体からの情報の公表のあり方については、流行の早期より報道機関の関心事でもあった。地方自治体に対して迅速かつ個人に関連するものも含めた詳細な情報の公表を求める報道もあれば、情報公表とプライバシーや風評被害のジレンマに悩む報道も見られており、問題意識の持ち方は媒体や送り手によって多様な状況にある。

情報の流れが多様化する時代において、ジャーナリズムは、新興感染症の流行下において、市民の知る権利に奉仕する責任と、感染症のみならず恐怖の情動感染を抑止する公衆衛生上の責任の間で、様々な模索をしていると考えられる。

4. 偏見・差別等の防止に向け、関係者が今後更なる取組みを進めるに当たってのポイントと提言

今回、新型コロナウイルス感染症の感染が我が国で広がった時期を中心に、ヒアリングや調査等を通じて、この感染症に関する偏見・差別等についての実態把握と考察を行った。

偏見・差別等を防止するためには、国や地方自治体をはじめ企業や事業者団体、専門職団体、労働組合、NPO、マスメディアなど関係者がそれぞれの立場で取り組んでいくことが必要である。

本WGとしては、これまでに把握できた実態と考察を踏まえ、これらの関係者が今後更なる取組みを進めるに当たって踏まえるべきポイントと提言を、以下のとおりまとめた。今後、関係者がこれらを参考にして、それぞれの立場で積極的に取り組んでいくことを期待するものである。

(1) 感染状況が落ち着いている「平時」から取り組むべきこと

① 感染症に関する正しい知識の普及、偏見・差別等の防止等に向けた注意喚起・啓発・教育の強化

偏見・差別等の防止のためには、まずは、感染症リスクに関する正しい知識が、できるだけ多くの市民に共有されることが必要である。

その上で、感染症発生初期の段階から、感染状況が落ち着いた「平時」も含めて、国の関係各省や地方自治体、専門職団体、学会、NPO等が、必要な連携を行いつつ、様々な機会を捉えて、「感染症に関する正しい知識の普及」に加えて、「差別的な言動の防止や、正しい情報の選択と冷静な判断を呼びかける啓発」を両輪で進めるべきである。

新型コロナウイルス感染症に関する知識のうち、差別的な言動の抑止に直接的な効果が期待されるものとしては、例えば、

- ・ 新型コロナウイルス感染症は、気を付けていたとしても、誰もが気づかぬうちに感染し、誰でも感染する可能性があること
- ・ 一人の感染者が他の人に感染させている割合は低いこと
- ・ 個人の感染やクラスター発生の原因の特定は、非常に困難であり、往々

にして不可能であること（感染がどこから来たか、そんなに簡単にはわからない）

- ・感染者は加害者ではなく、感染症の発生は不祥事ではないこと（感染者が責められるべきではない）
- ・感染リスクの高い生活環境であっても様々な工夫による対処が可能であること
- ・効果に関する科学的な根拠の乏しい過度な対応は行わなくてよいこと等が挙げられる。

知識の普及や啓発の強化に当たっての具体的な手法として、国などで感染状況を踏まえて更新される情報・知識（「感染リスクが高まる『5つの場面』（令和2年10月23日第12回新型コロナウイルス感染症対策分科会資料）、「新型コロナウイルス感染症の“いま”についての10の知識」（令和2年10月29日厚生労働省））や、すでに地方自治体で独自に取り組まれている様々な事例があるので、それらを参考にして進めるべきである。なお、取組みに当たっては、インターネット上で強い影響力を持つ人や企業等との連携等も更に積極的に行っていくことが考えられる。

併せて、児童・生徒に対し、感染症に関する正しい知識を身につけさせるとともに、従前の情報モラル教育と偏見・差別をなくすための人権教育を充実させることが重要である。また、保護者に対して、現時点での知見や見解に基づいてこの感染症に正しく向き合うよう、啓発を続けていくことも重要である。

政府においては、内閣官房、厚生労働省、法務省、文部科学省など関係各省が、感染症に関する知見の共有や、普及・啓発活動の内容の調整を図りつつ、統一的なウェブサイトやSNS等のツールを用いた情報発信の強化、偏見・差別の解消に向けた効果的なイベントの実施、地方自治体や関係団体等における取組みの横展開に資するため、好事例の収集及び発信等を進めていただきたい。

なお、これらの啓発・教育等については、実際にどの程度の効果があったのかを評価することも重要である。

② 感染者等に対する差別的取扱い、誹謗中傷等を禁止する旨の条例の制定等

地方自治体において、感染者等に対して差別的取扱いや誹謗中傷を禁止する旨を盛り込んだ条例を制定する動き（東京都、長野県、岐阜県、三重県、鳥取県、沖縄県等）があるが、このような動きを今後の取組みの参考とすべきである。

③ 偏見・差別等に関する相談体制の強化、SNS 等における誹謗中傷への対応等

偏見・差別等の被害を受けた方を的確に支援するためには、まずは、相談者が相談内容に応じて適切な相談窓口にアクセスできるよう、各相談窓口の特徴を整理し、インターネット等で周知することが必要である。

また、相談者の相談内容に応じて適切な機関に事案を引き継げるよう、地方の実情に応じて、関係機関同士で相談窓口の連絡先を共有するなど、平時から相互連絡を徹底することが重要である。

更に、各機関の研修等を通じて、専門家等から得た感染症に関する正しい知識・知見が得られるようにすることにより、国が設置するものを含む各相談窓口が様々な相談に的確に対応できるようにすることが重要である。

また、外国人を対象とした差別的な言動に関する事例も多くみられることから、いくつかの地方自治体において既に実施されているような、外国人の方等に向けた偏見・差別等の行為に関する相談窓口による対応は、今後重要なと考えられる。

更に、より一層、相談しやすい環境整備のため、既に取り組まれているような相談対応日数の拡大等に加えて、今後は、SNS 等を活用した相談体制の整備も検討されるべきである。

SNS 等を利用した誹謗中傷への対応については、総務省において、本年9月に「インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージ」を公表するなど、不適切な書き込みに関する被害者等からの相談対応の充実や体制整備を図るとともに、迅速かつ確実な被害救済に向けて、発信者情報の開示の在り方の見直しを進めているところであり、関係機関等がこれらの政策の進捗を踏まえた取組みを更に進めることを期待したい。

④ 悪質な行為には法的責任が伴うことの市民への周知

既に述べたように、感染者等に関する差別的な言動の中には、民事上の損害賠償責任が発生するものや、刑事責任が発生するものが存在する¹⁰が、そのことについて一般に周知することには、これらの行為に対する抑止効果が期待できると考えられる。このため、まずは政府において、これらの行為の

¹⁰ 本WGでも、料理店名を名指して「従業員が感染している」等事実無根の情報をSNSで拡散させ、名誉棄損の疑いで書類送検された事例が報告されている。

法的効果について市民に周知していただきたい。

⑤ 新型コロナウイルス感染症の特性を踏まえた情報公表に関する統一的な考え方の整理

厚生労働省から都道府県等に向けて参考資料として示された基本方針は、2019年12月にエボラ出血熱を想定して作成されたものであることから、新型コロナウイルス感染症の特性を踏まえた個人情報の取扱いを必ずしも想定していない。このため、政府は、クラスター分析を多く行う新型コロナウイルス感染症の特性を踏まえ、地方自治体の行う情報の公表¹¹について、あらためて国として新型コロナウイルス感染症に則した考え方を示すことを検討していただきたい。その際には、公表するのはまん延防止に資する情報に限った上で、個人情報保護とまん延防止に資する情報公表の要請についてバランスを取ることを基本とすべきと考える¹²。

なお、事業所や学校等において、従業員や学生等に感染者が発生し、消費者や近隣住民等に対する説明責任を果たす等の観点から関連情報の公表が行われることがあるが、この場合には、個人情報の保護の要請の一方で、「包み隠さず話す」要請も強くなりがちであり、どのような情報をどこまで公表すべきかが問題となり得る。この点については、今後も事例の蓄積と検討が必要と考えられる。

少なくとも、事業所や学校等の単位で感染者や濃厚接触者の性別や年代を公表すると、規模の小さいコミュニティでは容易に個人を特定しうることや、性的少数者のアウティングにもつながり得るため、性別や年代の公表は、原則行うべきではないと考えられる。

¹¹ この基本方針では、「不特定多数が感染している可能性があるクラスターの取扱い等」について、感染者に接触した可能性のある者を把握できない場合に、感染者と接触した可能性のある者を把握するために、不特定多数と接する場所の名称などを公表することなどとしている。

¹² なお、既に運用されている接触確認アプリのようなデジタル・ツールは、感染リスク等をユーザーにピンポイントで通知でき、きめ細かい個別の対応をとることを可能にするため、必要以上の情報公開により生じ得る偏見・差別等を抑制できる可能性がある。今後、プライバシーや個人情報保護に配慮しつつこのようなデジタル・ツールの開発・実装を進める中で、これに対応した公表基準の在り方についての検討も継続的に行われるべきである。

⑥ 非流行地における啓発等

全国知事会の調査によれば、現時点においても、相談窓口のない地方自治体もある状況である。しかし、いつ、どのように感染が広がってもおかしくない状況にあり、非流行地も含めてできるだけ早く相談窓口を設けたうえで、当該地域で起きそうな問題の洗い出しや住民への啓発などの準備を進めておくことが、差別的な言動等による被害の防止につながると考えられる。

また、「シトラスリボンプロジェクト」のような市民運動が、非流行地を含む各地方自治体に広がっていくことにより、住民への啓発となることに期待したい。

なお、このような取組みと並行して、「新しい旅のエチケット」をはじめとする感染防止の意識向上について、国、地方自治体、事業者団体等が連携して取り組んでいくことは必要なことである。

⑦ 報道の在り方

これまで、報道機関において様々な取組みが行われてきていることは評価したいが、その上で改めて、このウイルスの特性に適した問題設定を持った報道、知る権利への奉仕と個人情報の保護のジレンマに正面から向き合った報道、差別的な言動を軽減するための報道、誤った風説に対するファクトチェックなどの役割に期待する。

また、これまでの新型コロナウイルス感染症の報道をめぐって、自律的に、不斷に検証を進めることも重要と考える。こうした検証を通じて、次の新興感染症の流行への備えとなり、知見が蓄積されていない時期にどのような報道をすべきなのかの教訓になるものと考える。

感染症を社会が受け止め、克服するためには、メディアの力が不可欠である。そして現代では、マスマディアとソーシャルメディアが複雑に絡み合った情報空間でリスク情報が構築される。このリスク情報を踏まえたコミュニケーションが目指すのは、WHOも指摘するように、人々が十分なリスク情報と理性に基づき、自分自身を、そして他の人々、ひいては社会を守る判断を行えるようになることである。報道機関やインターネットメディア関係者が、この目標への先導役を果たすことを期待する。

⑧ 新型コロナウイルス感染症対策に関する施策の法的位置づけ等

以上のような施策を国、地方自治体や事業者団体等が連携してより実効的

に推進するためにも、政府は、感染症法の前文や感染症法に基づく基本指針（「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」（平成11年厚生省告示第115号））に規定された患者等の人権尊重等の基本理念を様々な機会を捉えて広く国民や関係者に周知することと併せて、感染者等に対する偏見・差別等の防止のための啓発・教育や差別的な言動を受けた方への相談等の支援など、偏見・差別等の防止のための施策全般について、感染症法や特措法等の法律に基づいた施策としての位置づけを持たせることを検討していただきたい。

また、政府においては、地方自治体がこれらの施策を推進するため、専門的な見地からの支援や財政支援をはじめとする各種支援策を講じていただきたい。

(2) クラスター発生時等の「有事」に取り組むべきこと

本検討会でヒアリングを行った事例にもあるように、クラスター発生時等のようないわば「有事」においては、当事者が感染防御措置、感染者への治療等の対応に忙殺されている中で、偏見・差別等に基づく攻撃が寄せられることがある。このような場合には、行政はじめ関係者が以下のいくつかの事項にあらかじめ備えておき、必要なタイミングで情報提供等の支援を行うことが重要と考えられる。

① 報道機関への対応

クラスター発生直後や対応の渦中における報道機関への対応は、関係者にとって相当の負担となりうる。このため、感染者の個人情報の保護に留意しつつ適切な情報公開を行うような公表の仕方について、事業所があらかじめ行政と調整しておくことが有効と考えられる。

とりわけ医療機関・介護施設等の場合、報道機関への対応を含めて感染者が発生した場合の事前の想定をしておくことが望ましい。加えて、あらかじめ組織内の感染症対策を公表しておくことも、院内・施設内感染対策の信頼性を確保する観点から有用と考えられる。

② 保育所等における感染対策等の支援

発生直後から、医療機関等の職員の子どもについて一部の保育所等で登園を断られるケースが見られたが、これに対しては、国や地方自治体が必要に応じて保育所等に対して適切な働きかけを行うとともに、医療機関等における院内感染の発生を完全に防ぐのは困難であることを発信することが必要と

考えられる。

また、医療機関等の職員の生活を支える保育所や介護施設等における感染対策についても、医療機関と同様に、その時点での最新かつ正確な情報が十分に周知されることが必要である。

特に保育所については、感染症流行の有事においてもできるだけ閉鎖されないよう、地方自治体等が感染対策の重点的な支援を行い、保育士ら職員や園児の安全を守りながら、医療機関等の社会機能を維持する職業に従事する者の子どもの保育に従事できるようにする必要がある。

こうした取組みは、保育所等への差別的な言動を防止することにも寄与すると考えられる。

③ 地方自治体や専門家等による情報の発信

国及び市町村を含む地方自治体は、有事対応中においては特に、感染者や事業者等に対する懲罰的なメッセージを出すことは避けるべきである。療養に専念すべき感染者やその家族を傷つけ、対応にあたっている関係者の意欲を大きく低下させるためである。

むしろ、専門家と協働する等により、差別的な言動の発生を防ぐため、住民に向けた発信を強化すべきである。これらには平時に行っているものの繰り返しも含まれる。具体的には、4（1）①で列挙したことに加えて、

- ・ 感染者の早い回復を願うこと
- ・ 感染者や関係者への叱責や、クラスター発生を不祥事のように扱うことは、地域における早期収束や社会経済活動の足かせとなり得るため、温かく見守ること

等を発信すべきである。

④ 「偏見・差別等の行為は許さない」メッセージや応援メッセージの発出

今回ヒアリングを実施した立正大学淞南高等学校の事例では、文部科学大臣や島根県知事、松江市長が、感染症への誤解に基づく非難は許されないと趣旨のメッセージを出し続けたことは、差別的な言動への抑止力になると実感したとの報告があった。

また、今回、地方自治体が医療従事者等に対して応援メッセージを募集・公表する取組みや、職能団体が著名人による医療従事者等への応援メッセージを募集・公表する取組みが行われた。

このように、クラスター発生時に、行政のトップ自らが、SNSを含む様々な媒体により、差別的な言動は許さない旨や感染者が不当に重い責任を負わさ

れるべきではない旨のメッセージを発信すること、様々な主体が応援のメッセージを発することは、差別的な言動の防止のためにも大きな意義がある。

(3) 謝辞及びWGの今後の役割

本WGでは、関係者等からのヒアリング等によって把握した偏見・差別等の行為に関する実態、そこから考察できる論点、及び今後、国や地方自治体、関係団体・NPO等が取組みを進めるに当たって踏まえるべきポイントや提言についての取りまとめを行った。

今回の取りまとめに当たって、ヒアリングに御協力いただいたインターネットメディア協会、相模原中央病院、公益社団法人日本看護協会、公益社団法人全国老人福祉施設協議会、日本弁護士連合会及び立正大学淞南高等学校の皆様、全国調査を行っていただいた全国知事会の皆さん、意見書等の提出をいただいた特定非営利活動法人akta、認定特定非営利活動法人ふれいす東京、特定非営利活動法人アフリカ日本協議会、一般社団法人日本新聞協会及び一般社団法人日本民間放送連盟の皆様に心から御礼を申し上げたい。

今後は、適宜、本WGを開催し、引き続き、ヒアリング等を通じた実態把握や分析を行うとともに、求めに応じて、関係府省や地方自治体等の施策や取組みについて、本WGまたはその構成員である専門家等が助言・支援等を行っていくこととしたい。

5. 終わりに

感染したこと自体を非難し、責めるという行為は、それ自体がその人に責任を問うことのできない行為を非難することになるばかりでなく、自分の症状に疑いをもつ人、あるいは濃厚接触者などが、学校や職場、地域で非難にさらされることを恐れて検査を受けなかったり、症状が重篤化するまで受診しないという対応を呼び起こし、その結果かえって社会に感染が広まるという本末転倒の事態を招く。このことが社会全体ではっきりと認識されなければならない。

まして、医療従事者やその家族に対する差別的な言動は、この感染症と最前线で戦っている人々の士気を削ぐだけでなく、保育園を利用できないなどの理由で職場から離れざるを得なくなる人を増加させ、医療現場の厳しい状況をさらに悪化させるのである。この感染症との戦いにおいて、私たちが最も恐れなければならないのは、医療崩壊なのであるから、このような事態の発生を許してはならない。

私たちがなすべきなのは、感染してしまった人を非難したり糾弾することは無益であるばかりでなく有害であることをしっかりと認識することである。そのような認識を社会共通のものとすることができますれば、検査陽性者や感染者は余計な心配をせずに治療に専念でき、快復した人は地域社会に快く迎えられるようになるであろう。リスクを引き受けてこのウイルスと格闘している医療従事者をはじめ、社会機能を維持する職業の人々も、差別的な言動によって足を引っ張られることなく、誇りを持ってその業務に全力を尽くせるようになるであろう。

加えて、医師や保健所の判断よりも厳格に人を休ませたり、遠ざけたりする行為や、過度な消毒を求める行為なども、差別的な言動の遠因になりうることも知っておくべきである。

私たちは、いつ、症状を呈するか、検査で陽性になるか、感染者や濃厚接触者になるかはわからない。家族・親族や親しい友人などの間でも、互いが持っているリスク情報を確認しあい、対話をしておくことが重要である。

ともにウイルスの脅威に晒されながらも、手を取り合ってその克服を目指す連帯感に満ちた温かい社会こそ我々が求めるべき社会であり、それこそが、この時代の新しい生き方なのではなかろうか。

以上

偏見・差別とプライバシーに関するワーキンググループの開催について

2020年9月1日

1 趣旨

- 現状、新型コロナウイルス感染症を巡って、以下のような課題が指摘されている。
 - ・ 感染者、濃厚接触者、医療・介護従事者等、更にはその家族に対する偏見、差別や感染リスクが高いと考えられる業種や事業者への心ない攻撃などが問題となっている。これらについての実態把握や、これを踏まえた相談や啓発などが求められている。
 - ・ 感染者等に関する情報が公開された結果、まん延防止に資する範囲を超えて、個人のプライバシーの侵害に当たるおそれがある場合が生じているとの指摘がある。感染者や濃厚接触者が安心して積極的疫学調査に協力でき、自治体間の情報共有・連携も促進できるような、「信頼の連鎖」の構築が必要となっている。
- 上記について検討するため、新型インフルエンザ等対策有識者会議新型コロナウイルス感染症対策分科会の下で、「偏見・差別とプライバシーに関するワーキンググループ」を開催する。

2 具体的な進め方等

- 上記のような感染者等及びこれらの家族等に対する偏見・差別、心ない加害行為等に関する実態把握や関係者（感染者・回復者や感染者が発生した飲食店など）のヒアリングを実施する。
- それらを参考に、相談窓口や国民向けの啓発の在り方（相談窓口の更なる活用方法や国・自治体からの普及啓発に向けたアプローチなど）について議論を行って報告書を取りまとめ、分科会に報告・公表するとともに自治体や相談窓口、企業、マスメディアなどの積極的な取り組みにつなげる。

3 構成員（別紙のとおり）

4 事務局

厚生労働省、法務省及び文部科学省の協力の下に、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室で行う。

(別紙)

「偏見・差別とプライバシーに関するワーキンググループ」

【構成員】

- ◎中山 ひとみ 霞が関総合法律事務所弁護士
○武藤 香織 東京大学医科学研究所
石田 昭浩 日本労働組合総連合会副事務局長
押谷 仁 東北大学大学院医学系研究科微生物学分野教授
鈴木 英敬 三重県知事
吉田 奨 セーファーインターネット協会専務理事
松原 洋子 立命館大学副学長
山本 龍彦 慶應義塾大学大学院法務研究科教授

◎:座長

○:副座長

偏見・差別とプライバシーに関するワーキンググループ 検討経緯

第1回（令和2年9月1日）

- ・新型コロナウイルス感染症等の感染症に起因する偏見・差別の現状と対応
 - ①偏見・差別に対する考え方
 - ②実態・取組の事例
 - ③今後の検討に向けて

第2回（令和2年9月24日）

- ・報道やSNS等における偏見・差別や誹謗中傷に係る取組や課題等に関するヒアリング
- ・偏見・差別の解消に向けた自治体における取組

第3回（令和2年10月16日）

- ・関係団体における実態及び取組等に関するヒアリング
- ・自治体における実態及び取組等に関するヒアリング
- ・関係省庁における取組等について

第4回（令和2年11月6日）

- ・ワーキンググループにおけるこれまでの議論のとりまとめについて

偏見・差別とプライバシーに関するワーキンググループ 配布資料一覧

<第1回>

- | | | |
|------|-------------------------------------|----------------|
| 資料1 | 偏見・差別とプライバシーに関するワーキンググループの開催について | |
| 資料2 | 偏見・差別とプライバシーに関するワーキンググループ発足までの経緯 | (押谷、中山、武藤委員提出) |
| 資料3 | 感染症と偏見、差別、スティグマに関する主な論点 (武藤、松原委員提出) | |
| 資料4 | 「差別」と「プライバシー」の定義について | (中山委員提出) |
| 資料5 | 問題意識 | (山本委員提出) |
| 資料6 | 検討課題（案）について | |
| 資料7 | 今後の進め方（案） | |
| 資料8 | 日本労働組合総連合会（連合）に寄せられた相談 | (石田委員提出) |
| 資料9 | 偏見・差別の実態等について | (鈴木委員提出) |
| 資料10 | 厚生労働省における取組について | |
| 資料11 | 文部科学省における取組について | |
| 資料12 | 法務省における取組について | |
| 資料13 | 偏見・差別等に関する自治体等の取組 | |

<第2回>

- | | | |
|------|---|----------|
| 資料1 | 新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷情報への対応 | (吉田委員提出) |
| 資料2 | 新型コロナウイルスに関するインターネットメディア協会の取り組み
(インターネットメディア協会瀬尾傑代表理事提出) | |
| 資料3 | 偏見・差別の解消に向けた自治体における取組 | (鈴木委員提出) |
| 参考資料 | 第1回WGにおける主な意見等について | |

<第3回>

- | | | |
|-------|--|----------|
| 資料1 | 偏見・差別とプライバシーに関するワーキンググループ関係資料
(相模原中央病院中野太郎院長提出) | |
| 資料2 | 医療現場における差別・偏見の実態、課題と対応策
(公益社団法人日本看護協会鎌田久美子常任理事提出) | |
| 資料3 | 新型コロナウイルス感染症に伴う偏見・差別への対応について
(公益社団法人全国老人福祉施設協議会木村哲之副会長提出) | |
| 資料4 | 偏見・差別とプライバシーに関する取組について
(日本弁護士連合会關本喜文副会長提出) | |
| 資料5 | メガクラスター対応時の偏見・差別対策とプライバシー保護の取り組
について (立正大学淞南高等学校北村直樹校長提出) | |
| 資料6 | 偏見・差別の実態と取組等に関する調査結果 | (鈴木委員提出) |
| 資料7 | 法務省の人権擁護機関における人権相談等の取組について | |
| 資料8-1 | 新型コロナウイルス関連の”差別”について | |
| 資料8-2 | 新型コロナウイルス差別・偏見をなくそうプロジェクト | |

(※) 提出元無記載の資料は事務局提出

資料編

目次

(資料 1) 関係法令及び専門家会議における提言等 · · · ·	P 1
(資料 2) 差別事例に関するQ & A（日本弁護士連合会提供資料） · · · · ·	P 12
(資料 3) 相模原中央病院・立正大学淞南高校ヒアリング資料、 日本労働組合総連合会報告資料 · · · · ·	P 15
(資料 4) 全国知事会調査関係資料（第3回ワーキンググループ 鈴木委員提出資料） · · · · ·	P 59
(資料 5) 法務省の人権擁護機関における人権相談等の取組につ いて（第3回ワーキンググループ法務省提出資 料） · · · · ·	P 78
(資料 6) 新型コロナウイルス関連の“差別”について（第3回 ワーキンググループ文部科学省提出資料） · · ·	P 87

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）（抄）

（基本的人権の尊重）

第五条 国民の自由と権利が尊重されるべきことに鑑み、新型インフルエンザ等対策を実施する場合において、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものでなければならない。

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針 令和2年3月28日（令和2年5月25日変更）（抄）

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

（1）情報提供・共有

- ① 政府は、以下のような、国民に対する正確で分かりやすく、かつ状況の変化に即応した情報提供や呼びかけを行い、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応をお願いする。
・感染者・濃厚接触者や、診療に携わった医療機関・医療関係者その他の対策に携わった方々に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないことの呼びかけ。

（6）その他重要な留意事項

1) 人権への配慮、社会課題への対応等

- ① 新型コロナウイルス感染症への感染は誰にでも生じ得るものであり、感染状況に関する情報が特定の個人や地域にネガティブなイメージを生まないようにすることが極めて重要である。特に、患者・感染者、その家族や治療・対策に携わった方々等の人権が侵害されている事案が見られていることから、こうした事態が生じないよう政府は適切に取り組む。
 ②政府は、海外から一時帰国した児童生徒等への学校の受け入れ支援やいじめ防止等の必要な取組を実施する。
 ③ 政府及び関係機関は、各種対策を実施する場合においては、国民の自由と権利の制限は必要最小限のものとともに、女性や障害者などに与える影響を十分配慮して実施するものとする。
 ④ 政府は、新型コロナウイルス感染症対策に従事する医療関係者が風評被害を受けないよう、国民への普及啓発等、必要な取組を実施する。

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（抄）

<2020年3月19日>

2. 市民と事業者の皆様へ

- （2）感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について感染者、濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されません。誰もが感染者、濃厚接触者になりうる状況であることを受け止めてください。報道関係者におかれましては、個人情報保護と公衆衛生対策の観点から特段の配慮をお願いします。感染症対策に取り組む医療従事者が、差別等されることのないよう、市民等は高い意識を持つことが求められます。

<2020年4月22日>

（3）偏見と差別について

- 医療機関や高齢者福祉施設等で、大規模な施設内感染事例が発生し、医療・福祉従事者等に対する偏見や差別が広がっている。こうした影響が、医療・福祉従事者本人のみならず、その家族に対しても及び、子どもの通園・通学を拒まれる事例も生じている。また、物流など社会機能の維持に必須とされる職業に従事する人々に対しても、同様の事例がみられる。さらに、こうした風潮の中で、新型コロナウイルス感染症に感染した著名人などが、「謝罪」を行う事例もみられる。
- こうした偏見や差別は、感染者やその家族の日常生活を困難にするだけでなく、・感染者やその家族に過度な不安や恐怖を抱かせること・感染した事実を表面化させることについて、本人が躊躇したり、周囲の者から咎められたりする事態に及び、そのために周囲への感染の報告や検知を遅らせ、それによって更なる感染の拡大につながりかねないこと・医療・福祉従事者などの社会を支える人々のモチベーションを下げ、休職や離職を助長し、医療崩壊や、物流の停止などといった極めて大きな問題につながりかねないことなどの事態を生むおそれがある。

関係法令及び専門家会議における提言等

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（抄）

<2020年5月1日>

5. 今後求められる対応について

(7) 社会的課題への対応について

- 対策が長期化する中で、まん延防止を第一としつつ、社会経済活動との両立を図ることが課題となるため、政府においては、長期的な対策の継続が市民生活や経済社会に与える影響という観点から必要な検討を行うべきである。また、並行して対応していかなければならない社会的課題にも目を配っていく必要がある。例えば、以下のような課題に対応するため、感染拡大防止に配慮しつつ、適切な支援が提供されるよう必要な措置を講じていくべきである。

- ・長期間にわたる外出自粛等によるメンタルヘルスへの影響、配偶者からの暴力や児童虐待
- ・営業自粛等による倒産、失業、自殺等
- ・感染者やその家族、医療従事者等に対する差別や風評被害
- ・社会的に孤立しがちな一人暮らしの高齢者、休業中のひとり親家庭等の生活
- ・外出自粛等の下での高齢者等の健康維持・介護サービス確保
- ・亡くなられた方に対して尊厳を持ってお別れ、火葬等が行われるための適切な感染予防方法の周知

<2020年5月4日>

4. 今後の行動変容に関する具体的な提言

(2) 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点

- また、新型コロナウイルス感染症から回復した者が差別されるなどの人権侵害を受けることのないよう、円滑な社会復帰のための十分な配慮が必要である。

<2020年5月14日>

5. 社会経済活動と感染拡大防止の両立にあたっての基本的考え方について

(3) 社会経済活動と感染拡大防止の両立を阻む偏見と差別について

- 感染者に関する報道を通じて、SNS やインターネット上で、個人や家族、勤務先等を追跡・特定され、嫌がらせを受ける事例が報告されている。また、感染から回復された方、その濃厚接触者だった方に対して、学校や職場が理解を示さず、速やかな復帰ができない事例が報告されている。
- 感染者等に対する偏見や差別は、絶対にあってはならないものであり、政府や地方公共団体は、悪質な偏見や差別の撲滅に向け、疾患に対する正しい認識の周知に努めるとともに、人権が侵害されるような事態が生じないよう適切に取り組むべきである。

<2020年7月6日>

感染者に関する偏見・差別とプライバシー

- 感染者、濃厚接触者とその家族、医療・介護事業者に対する偏見や差別に関する実態とその原因が十分に把握されていない。また、感染リスクが高いと考えられる業態や事業者への心ない攻撃も報道されている。有識者や報道機関とも連携したうえで調査を実施し、相談窓口の普及ときめ細やかな啓発の実施が必要である。
- 地方公共団体（都道府県、保健所設置市、特別区等）による感染者に関する情報のあり方が多様である。まん延の防止に資する範囲を超えて、個人のプライバシーの侵害あるいは容易に個人を特定しうる内容となっている場合がある。感染者や濃厚接触者が安心して積極的疫学調査に協力でき、さらに地方公共団体間での情報共有と連携を促進できるようにするために、「信頼の連鎖」を構築できるような取り組みが不可欠である。

関係法令及び専門家会議における提言等

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（抄）

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じた感染症に関する正しい知識の普及、感染症に関する情報の収集、整理、分析及び提供、感染症に関する研究の推進、病原体等の検査能力の向上並びに感染症の予防に係る人材の養成及び資質の向上を図るとともに、社会福祉等の関連施策との有機的な連携に配慮しつつ感染症の患者が良質かつ適切な医療を受けられるよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。この場合において、国及び地方公共団体は、感染症の患者等の人権を尊重しなければならない。

2・3 （略）

（国民の責務）

第四条 国民は、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、感染症の患者等の人権が損なわれることがないようにしなければならない。

（情報の公表）

第十六条 厚生労働大臣及び都道府県知事は、第十二条から前条までの規定により収集した感染症に関する情報について分析を行い、感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報並びに当該感染症の予防及び治療に必要な情報を新聞、放送、インターネットその他適切な方法により積極的に公表しなければならない。

2 前項の情報を公表するに当たっては、個人情報の保護に留意しなければならない。

（協力の要請）

第十六条の二 厚生労働大臣及び都道府県知事は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、感染症の患者の病状、数その他感染症の発生及びまん延の状況を勘案して、当該感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な措置を定め、医師その他の医療関係者に対し、当該措置の実施に対する必要な協力を求めることができる。

感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針（平成11年厚生省告示第115号）（抄）

第一 感染症の予防の推進の基本的な方向

一・二 （略）

三 人権の尊重

1 感染症の予防と患者等の人権の尊重の両立を基本とする観点から、患者の個人の意思や人権を尊重し、一人一人が安心して社会生活を続けながら良質かつ適切な医療を受けられ、入院の措置がとられた場合には早期に社会に復帰できるような環境の整備に努めるべきである。

2 感染症に関する個人情報の保護には十分留意すべきである。また、感染症に対する差別や偏見の解消のため、報道機関に協力を求めることを含め、あらゆる機会を通じて正しい知識の普及啓発に努めるべきである。

四 （略）

五 国及び地方公共団体の果たすべき役割

1 国及び地方公共団体は、施策の実施に当たり、地域の特性に配慮しつつ、相互に連携して、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策を講ずるとともに、正しい知識の普及、情報の収集及び分析並びに公表、研究の推進、人材の養成及び資質の向上並びに確保、迅速かつ正確な検査体制の整備並びに社会福祉等の関連施策との有機的な連携に配慮した医療提供体制の整備等の感染症対策に必要な基盤を整備する責務を負う。この場合、国及び地方公共団体は、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策に関する国際的動向を踏まえるとともに、感染症の患者等の人権を尊重することが重要である。

2～4 （略）

六 国民の果たすべき役割

国民は、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努めなければならない。また、感染症の患者等について、偏見や差別をもって患者等の人権を損なわないようにしなければならない。

第二～第八 （略）

関係法令及び専門家会議における提言等

感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針（平成11年厚生省告示第115号）（抄）

第九 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項

二 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する基本的な考え方

国及び地方公共団体においては適切な情報の公表、正しい知識の普及等を行うことが、医師等においては患者等への十分な説明と同意に基づいた医療を提供することが、国民においては感染症について正しい知識を持ち、自らが予防するとともに、患者等が差別を受けることがないよう配慮していくことが重要である。さらに、国及び地方公共団体は、感染症のまん延の防止のための措置を行うに当たっては、人権を尊重することが必要である。

二 国における感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する方策

1 国は、診療、就学、就業、交通機関の利用等の場面において、患者等への差別や偏見の排除、予防についての正しい知識の定着等のため、パンフレット等の作成、キャンペーンや各種研修の実施、教材の作成、感染症にかかる児童生徒等の再登校、感染症の患者の円滑な職場参加のための取組等の必要な施策を講じる。例えば、感染症に関する啓発及び知識の普及を図っていく上で、学校や職場を活用することが効果的かつ効率的であるため、関係省庁である厚生労働省及び文部科学省が連携を図りながら、必要な施策を講ずることが重要である。特に、学校教育の場における感染症や予防接種に関する正しい知識の普及が求められる。

2 国は患者に関する情報の流出防止のため、関係職員に対する研修、医療機関に対する注意喚起等を講ずる。

3 国は特に総合的に予防のための施策を推進する必要がある感染症について、指針を作成した上で、これらの周知を図ることとする。また、これらの指針については、定期的に見直すこととする。

三 地方公共団体における感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重の方策

地方公共団体は、診療、就学、就業、交通機関の利用等の場面において、患者等への差別や偏見の排除等のため、国に準じた施策を講ずるとともに、相談機能の充実等住民に身近なサービスを充実することが重要である。特に、保健所は、地域における感染症対策の中核的機関として、感染症についての情報提供、相談等を行うことが重要である。

四 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重のためのその他の方策

1 患者等のプライバシーを保護するため、国及び都道府県等は、医師が都道府県知事等へ感染症患者に関する届出を行った場合には、状況に応じて、患者等へ当該届出の事実等を通知するように努めるよう徹底を図ることが重要である。

2 報道機関においては、常時、的確な情報を提供することが重要であるが、感染症に関し、誤った情報や不適当な報道がなされたときには、速やかにその訂正がなされるように、国及び都道府県等は、報道機関との連携を平常時から密接に行う等の体制整備を図ることが重要である。

五 関係各機関との連携

国の行政機関間、国及び地方公共団体間、地方公共団体間等における密接な連携のため、定期会議の開催等が行われることが重要である。

六 予防計画を策定するに当たっての留意点

予防計画において地域の実情に即した知識の普及及び感染症の患者等の人権の尊重のための施策に関する事項について定めるに当たっては、一から五までの事項を踏まえるとともに、特に、次に掲げる事項について規定することが望ましい。

1 患者等への差別や偏見の排除及び感染症についての正しい知識の普及に関する事項

2 患者情報の流出防止等のための具体的方策に関する事項

3 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重のための都道府県等における関係部局の連携方策に関する事項

4 国、他の都道府県等、医師会等の医療関係団体、報道機関等の関係各機関との連携方策に関する事項

事務連絡
令和2年2月27日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

一類感染症が国内で発生した場合における情報の公表に係る基本方針

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に基づく一類感染症が国内で発生した場合には、当該感染症の発生状況等に関する情報を公表することとなるところ、当該情報を公表する際の基本的な考え方（以下「基本方針」という。）を取りまとめましたので、お知らせします。

貴職におかれましては、一類感染症患者が発生した場合の情報の公表にあたっては、基本方針を踏まえた対応に留意いただきますようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症を含め感染症法上の一類感染症以外の感染症（二類感染症等）に関する情報公表についても、厚生労働省では、基本方針を踏まえ、疾患の特徴や重篤性等を鑑みてプレスリリースを発出しているところですが、貴職におかれましても、基本方針を参考にしつつ、引き続き適切な情報公表に努めるようお願いいたします。

一類感染症患者発生に関する公表基準

参考

当該感染症の基本的情報 (基本方針2(1))	病原体:	他者への感染経路:
	潜伏期間:	主な感染源: 他者に感染させ得る時期:
		個人が特定されないよう配慮する。 ・居住国:国籍では一時的な旅行者が居住者かわからなかったため。 ・基礎疾患・基礎疾患との関係性が判明していないため。 ・職業:感染源との接觸機会が多い等の場合(例:医療従事者)には、公表を検討する。 ・居住している市区町村:市区町村が公表する場合は国も併せて公表する可能性がある。
感染者情報 (基本方針1)	・居住国 ・居住している都道府県 ・発症日時	・年齢 ・性別 ・氏名 ・国籍 ・基礎疾患 ・職業 ・居住している市区町村
感染源との接觸歴等 (基本方針2(2))	・感染推定地域:国、都市名 ・滞在日数 ・感染源と思われる接觸の有無	・同行者:状況把握ができるため公表しない。 ・医療機関名:原則として入院後には、基本的に他者への感染がないため、公表する必要はない。ただし、医療機関での行動に基づき、感染拡大のリスクが生じ、不特定多数の者に迅速な注意喚起が必要な場合は、公表を行う場合もある。
医療機関への受診・入院後の状況 (基本方針1)	・入院した医療機関の都道府県 ・症状と容態 ・治療法	・医療機関名
	○ 補足・留意事項	□ 他者に感染させ得る時期等や公衆衛生上の対策状況による事項 (公表する情報)
感染者の行動歴 (国外)	他者に感染させる可能性がある時期以降の旅程(基本方針2(3)) ■訪問国、滞在日数 ■日本入国(帰国)日、発着地	・訪問理由 ・同行者の有無 他者に感染させ得る時期以前の旅程・行動歴 (基本方針2(3))
感染者の行動歴 (国外・国内)	【他者に感染させる可能性がある時期以降+感染者に接觸した可能性のある者を把握できている場合】(基本方針2(3)①) ■公共交通機関に関する情報:飛行機(便名)、船舶(船名)。 ■公共交通機関に実施している対策(例:飛行機の乗客〇人について健康監視実施中) ■公衆衛生上実施している対策(例:飛行機の乗客〇人について健康監視実施中)	【他者に感染させる可能性がある時期以降+感染者に接觸した可能性のある者を把握できない場合】(基本方針2(3)②) ■公共交通機関に関する情報 ・飛行機(便名・座席位置)、船舶(船名、部屋)。 ・電車(駅、路線、時刻)、バス(駅、路線、時刻) ■その他不特定多数と接する場所(例:スーパー、パーキング) ■他者に感染させうる行動・接觸の有無 (例:おう吐等ではなく、他者が体液に暴露される機会はなく、他者への感染のリスクは低い。) ■感染者の感染予防対策の有無 ■公衆衛生上の対策が必要な場合の呼びかけ(例:〇〇電車に乗車していた人で、発熱等の症状が出た場合は、最寄りの保健所に問い合わせてください。)

一類感染症が国内で発生した場合における情報の公表に係る基本方針

趣旨

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に基づく一類感染症（以下「感染症」という。）が国内で発生した場合は、厚生労働省が当該感染症の発生状況等に関する情報を公表するところ、当該情報を公表する際の基本的な考え方（以下「基本方針」という。）を取りまとめることとする。

なお、同時期において同一の感染症の発生数が著しく増加した場合等の対応については、この限りでない。

基本方針

1 公表の目的について

感染症のまん延を防止し、感染症による健康リスクが個人や社会に与える影響を最小限にするためには、感染症の発生状況等に関する情報を積極的に公表する必要がある。

なお、当該情報の公表に当たっては、感染者等に対して不当な差別及び偏見が生じないように、個人情報の保護に留意しなければならない。

2 公表する情報について

原則として、以下の情報を公表することとする（詳細は別添のとおり）。

（1）感染症に関する基本的な情報

感染症の種類によってその特徴が異なることから、病原体の潜伏期間や感染経路、主な感染源等、当該感染症に関する基本的な情報を提供する。これらの情報を発信することにより、当該感染症をまん延させないための適切な行動等を個人がとれるようにする。

（2）感染源との接触歴に関する情報

感染者の推定感染地域及び感染源との接触の有無等に関する情報を提供する。これらの情報を発信することにより、当該地域への渡航者に対する注意喚起に資すると考える。

（3）感染者の行動歴等の情報

感染者が他者に当該感染症を感染させる可能性がある時期の行動歴等の情報については、感染症のまん延防止のために必要な範囲で公表する必要がある。

他方、他者に当該感染症を感染させる可能性がない時期の行動歴等については、感染症のまん延防止に資するものではないことから、公表する必要はない。

したがって、感染者が他者に当該感染症を感染させる可能性がある時期の行動歴等について、以下のとおり公表を行うこととする。なお、公表に当たっては、公表による社会的な影響についても十分に配慮し、誤った情報が広まることのないように丁寧

な説明に努めることとする。

① 感染者に接触した可能性のある者を把握できている場合*

公衆衛生上の対策に関する情報について公表することとする。

(*) 検疫所や保健所において健康監視や健康観察対象者を把握できている場合

② 感染者に接触した可能性のある者を把握できていない場合

当該感染症の感染経路（接触感染、飛沫感染又は空気感染等）等に鑑みて、感染者と接触した可能性のある者を把握するため及び感染症をまん延させないための適切な行動等を個人がとれるようにするために必要な情報を公表することとする。

また、その際には誤った情報が広まることのないように、感染者の症状、他者へ感染させる可能性がある接触の有無等の正確な情報を発信することとする。

3 公表時期について

原則として、疑似症患者が発生した段階（国立感染症研究所に検体が到着した時点）で、速やかに厚生労働省ホームページへの掲載、記者会見等を通じて公表を行う。公表の際には、公表内容について事前に自治体や関係省庁等と情報共有を行う。ただし、疑似症患者のうち、他者に感染させる可能性がある時期の患者（疑似症患者を含む）の体液等及び患者が発生している地域において感染を媒介する生物等との接触歴がない者については、感染症にかかっている蓋然性が低いため、疑似症患者が発生した段階ではなく、国立感染症研究所の検査により当該感染症にかかっていることが確定した段階で公表を行うこととする。

事務連絡
令和2年3月1日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる者について死亡後に感染が
判明した場合における情報の公表について（周知）

「一類感染症が国内で発生した場合における情報の公表に係る基本方針」（令和2年2月26日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）において、新型コロナウイルス感染症等に関する情報公表についても、左記の基本方針に従って適切な情報公表のお願いをしたところですが、今般、新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる者について、死亡後に感染が判明した事例が生じました。

基本方針では、感染症の感染が疑われる者について死亡後に感染が判明した場合についても同様の取扱いとなっておりますので、改めて基本方針の内容について御了知の上、引き続き適切な情報公表に努めるようお願いいたします。

事務連絡
令和2年7月28日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

新型コロナウイルス感染症が発生した場合における情報の公表について
(補足)

新型コロナウイルス感染症に関する情報の公表については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第16条を踏まえ、「一類感染症が国内で発生した場合における情報の公表に係る基本方針」（令和2年2月27日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡。以下「基本方針」という。）をとりまとめるとともに、基本方針を参考にしつつ適切な情報の公表に努めていただくよう依頼しているところです。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を図るために、保健所が、積極的疫学調査等において収集した情報に基づいて感染した要因について分析し、その内容を公表することにより必要な感染防止策がとられるようにしていくことは重要であり、今般、改めて次の内容について補足し、周知することいたします。

記

基本方針においては、感染者に接触した可能性のある者を把握できていない場合に、感染者と接触した可能性のある者を把握するため及び感染症をまん延させないための適切な行動等を個人がとれるようにするため、「不特定多数と接する場所の名称」、「他者に感染させうる行動・接触の有無」等を公表すること等をお示ししているところ、当該公表については次のとおりの取扱いであるので、御了知いただけますようお願いします。

- ・当該公表は、場所の名称を公表する場合を含め、関係者の同意を必要とするものではないこと。なお、感染者等に対して不当な差別及び偏見が生じないよう

に、個人情報の保護に留意する必要があること。

- ・感染の要因が、業種別で作成されているガイドラインに掲載しているような感染防止策を適切に講じていなかったことと考えられる場合には、不十分だった対応を具体的に公表することで、感染防止策の徹底につなげていくことができること。

(別添) 一類感染症が国内で発生した場合における情報の公表に係る基本方針
(令和2年2月27日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡)

(参考1) 新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる者について 死亡後に感染が判明した場合における情報の公表について (周知) (令和2年3月1日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡)

(参考2) 飲食店等におけるクラスター発生防止のための総合的取組 (令和2年7月28日内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室取りまとめ)

差別事例に関するQ&A

Q1 新型コロナウイルスに関連して、不当な差別として問題になる事例には、どのようなものがありますか。

A 典型的なものは、検査で陽性となった人や、感染したのではないかと疑われた人に対して「菌をばらまくな」「地域から出ていけ」など、その人の人格の尊厳を傷付け、人権を侵害する不当な発言がなされることです。また、単に感染が多発している地域から来たとか、職場で感染者が出たというだけで、入店拒否や施設の利用拒否がなされることもあります。感染者の検査や治療に献身している医療従事者に対しても、このような発言や利用拒否がなされることもあり、さらにその家族であるというだけで、保育園等の利用拒否などの不当な取扱いがなされる例もあります。

お店や会社に感染者が出ると、何か落ち度があったはずだと決めつけて誹謗中傷されることもあり、あるいは全くその事実がないのに感染者が出たというデマが流されることもあります。

このような個人や事業者に対する不当な発言は、SNS等を通じてなされることがあり、それがさらにネットで拡散されて、被害の拡大を招いていることも少なくありません。

また、勤務先において、感染したことにより解雇や労働条件の変更をされたり、ハラスメントを受けるという事案もみられます。

これらの行為は、相手の人格や名誉を傷つける行為です。たとえ感染しているのが事実であっても、それを公にする行為は名誉毀損等に該当し、損害賠償や刑事告訴等、民事上・刑事上の責任が生じことがあります。

Q2 新型コロナウイルスに感染したことが分かった直後から、なぜかSNSで自分の名前と感染前の行動とともに「コロナ感染者は罰を受けるべき」と書かれた内容が投稿され拡散しています。どうすればいいのでしょうか。

A このような投稿は個人の名前や行動が開示されている点でプライバシーを侵害する行為であり、感染者を特定し不特定多数の人に見られる状態にしている点で名誉毀損に該当する行為です。なお、名誉毀損は、「公共性がある」「公益目的がある」「真実である又は真実と信じたことに相当性が認められる」という3つの要件をすべて満たした場合に違法性がないとされますが、このような投稿は通常「公共性」「公益目的」が認められませんので、投稿の内容が真実であったとしても名誉毀損が成立します。

プライバシーの侵害や名誉毀損は民事上の損害賠償の対象になります。また、刑事上の名誉毀損罪（3年以下の懲役若しくは禁固又は50万円以下の罰金）の対象になります。

このような被害を受けた方は、投稿先の管理者等に削除要請を行い、投稿者に対して

損害賠償請求を行うことや、警察に相談し被害届や告訴を行うことが考えられます。

Q 3 感染の事実が発覚した翌日、何者かによって自宅に石が投げられ、窓ガラスが割られました。どこに相談すればいいでしょうか。

A 故意に人の物を壊した場合、器物損壊罪（3年以下の懲役又は30万円以下の罰金若しくは科料）に該当します。警察に相談し被害届や告訴を行うとよいでしょう。この場合、被害者は、加害者に対して損害賠償請求を行うこともできます。

Q 4 夫は医療従事者です。先日、近所の喫茶店を利用しようとしたところ、しばらく来ないで欲しいと言われました。また、子どもは学校で「コロナがうつるから近寄るな」と言わされたそうです。どこに相談すればいいでしょうか。

A 医療従事者や家族が乗車拒否やお店の利用拒否にあったり、保育園等の通園を拒否されたり、学校でいじめを受けるなどの事例が報告されています。このような差別は名誉毀損や人格権侵害、あるいは不当な差別的取扱いとして損害賠償の対象になります。
相談先としては、現に起きている差別を解消することに加え、それぞれの場所での理解や周知も必要になると思いますので、最寄りの自治体や法務局に相談することが考えられます。

医療従事者や家族に対する差別に関しては、厚生労働省の「新型コロナウイルス感染症に立ち向かっている医療従事者へのご理解と応援をお願いします」や「医療従事者等の子どもに対する保育所等における新型コロナウイルスへの対応について」を、学校でのいじめに関しては、文部科学省の「新型コロナウイルス感染症を理由とした差別や偏見などでつらい思いをしたら」も参考にしてください。

Q 5 飲食店を経営しています。当店を利用したお客様が新型コロナウイルスに感染したと聞きました。今日お店に来てみたところ、入口に「感染者が出ました。当店を利用しないでください。」という貼り紙が何者かによって貼られていました。どうしたらいいでしょうか。

A 事業者や法人に対しても名誉毀損は成立します。このような貼り紙は不特定多数の人に対しお店の評価を傷つけるような表示をする行為であり、「公共性」等は認められないといえるため、名誉毀損が成立します。なお、SNSで同様の投稿を行うことも、名誉毀損に該当します。

警察に相談して被害届や告訴を行うことや、貼り紙を貼った人に対して損害賠償を請求することが考えられます。

Q 6 勤務先で「孫に会うため東京に行く」と伝えたところ、社長から「そのような非常識な人間はクビだ」と言われ、東京から帰ってきて出勤すると、上司や同僚から無視され

たり「信じられない」と言わされました。さらに今月の勤務表から名前が削除されました。どこに相談すればいいでしょうか。

A 社長や上司等の発言や、上司等が無視をすることは職場内のハラスメント（嫌がらせ）に該当します。また、会社が勤務表から名前を削除したことは不当な労働条件の変更にあたります。労働者に対してこのようなハラスメントや差別的な言動が生じないように、会社は職場環境を整える必要があります。

不当な労働上の扱いやハラスメントを受けた場合、会社等に対し損害賠償を請求することができます。

また、このような場合、社内又は外部の相談窓口に相談をしたり、都道府県労働局の個別労働紛争解決制度（労働相談、助言・指導、あっせん）を利用することが考えられます。

偏見・差別とプライバシーに関する ワーキンググループ 関係資料



相模原中央病院
院長 中野 太郎
事務長 小倉 嘉雄

15

相模原中央病院の紹介

病長 中野 太郎

開設 昭和45年7月

職員数 約300名

許可病床数 160床 (急性期一般病棟 2病棟)
(地域包括ケア病棟 1病棟)

外来患者数 380名

入院患者数 120名

診療科目

外科 脳神経外科 整形外科 内科 循環器内科 形成外科

皮膚科 泌尿器科 消化器外科 肝門外科 消化器内科

リハビリテーション科 麻酔科 脂質代謝内科 消化器内科

内視鏡内科 内視鏡外科 放射線科 ハイクリニック

16

新型コロナウイルスの感染確認

当院は、新型コロナウイルス感染によつて命を奪われた日本で最初の患者が発生当初入院していた病院として、2月中旬実名で報道された。当時は市中で新型コロナ肺炎が発症し始めた頃であり、疾患そのものの病態が分からず、かつ治療法や予防法も不明であったことから人々から恐れられ、様々な憶測から風評被害にさらされた。

17

最初の患者を受け持った看護師1名の感染と、入院患者3名に新型コロナウイルスの感染が確認された。

行政の指導もあり、ホームページにコロナ感染の確認と外来休診の情報をアップするや否や、報道機関より取材の電話が鳴り続けた。

午後になると新聞記者やマスコミ関係者が殺到し、航空写真とともにトップニュースで取り上げられた。

18

報道について

連日のように相模原中央病院の報道が続いて、病院全体・勤務する職員全員が新型コロナウイルスに感染しているかのようなイメージが作られた。

当院には関係ない「コロナ」関連記事に、相模原中央病院の外観画像が使用されるなど、感染病院のイメージが構築された。

19

関連病院からの医師派遣停止

報道を受け関連の大学病院の理事長より連絡が入った。

内容は、暫くの間、非常勤医師の派遣を停止させていただくとの趣旨であった。

20名程度の医師の派遣が停止され、病院機能としては、当該病棟の受け入れ中止のみならず、発症者のいない他の2病棟も閉鎖、外来の全面停止、検査・手術の延期など、医療崩壊を招いた。

限られた常勤医師でコロナに感染した重症患者を含め、全ての患者へ昼夜共に対応することとなつた。

20

入院中の患者さんについて

当院は、外科系が主体の一般病院で、常勤の感染症専門医や呼吸器科専門医はない。こうした中でCOVID-19の感染者への対応が必要となった。

発症された3名の患者さんのうち2名は人工呼吸器管理となる重症化にいたった。

当時は、ダイアモンド・プリンセス号からの多くの患者受け入れの影響で、県内の専門病院に転送ができない状況であった。

病院機能が停止しているなか、感染していない患者ですら、相模原中央病院に入院しているという理由で転院や施設入所も拒否された。

相模原中央病院の職員であることだけで（職員からの報告）

◆幼稚園や保育園側から、送迎のために敷地内に入ることや「明日も預けるつもりですか？」と、登園 자체を拒否され傷つきました。

◆職員の子どもが小学校で発熱したため引き取りに行ったところ、校長室に呼び出され、職場や自身のこと等必要以上に事情聴取され、疲れ切ってしまった。なお、この職員のPCR検査は「陰性」と、報告済だったにも関わらずの聴取でした。

◆職員の子どもが、学校で「〇〇のお母さんはコロナが出た〇〇病院だ」と教室で言われ傷ついていましたが、当時誰にも言わず自分の胸に留めていました。

- ◆職員の子どもが、さも感染者の一人であるかのように、同級生母娘から毎日のように登校状況を観察されてました。
- ◆子どもの預け先から登園拒否されたことで、親族の協力を得るため、通常と異なる生活スタイルを余儀なくされたり、勤務時間を縮小しました。
- ◆感染した職員の子どもの名前や学校名等、事実と異なる情報がSNS上で拡散されてしまいました。

23

- ◆職員の父親が、勤務先から自宅待機を命じられ、その間の給与は一銭も支給しないと言われました。
- ◆職員の子どもが、バイト先から出勤停止を強いられ、肩身の狭い思いをしました。
- ◆近隣住民の目が気になつたり、同居者に基礎疾患や感染リスクの高い疾病のある方がいる職員は、自宅に帰らず、宿泊施設や別の親族の家で生活をしていました。

24

- ◆入院患者のご家族が、当院との関連性を指摘され勤務先から出勤を拒否されたと報告がありました。
- ◆友人や親族から、相模原中央病院を辞めるよう促されました。
- ◆オムツの配送業者が、当院に出入りしていることによる風評被害や感染リスクを恐れて、通常行っている納品物の院内への搬入や検品をせず、入口に置き去りにして行かれました。
- ◆クリーニング業者より、院内への立入を拒否されたため、搬入から搬出まで、仕分け業務含めた全てを、病院職員が代行せざるを得ませんでした。
- ◆散歩途中のご夫婦から、「（病院建物から）コロナが降ってきそうね」と言われました。

25

政府及び関係機関へのお願い

新型コロナウイルスへの感染は、風邪をひくのと同様で誰にでも生じることです。スポーツ選手や有名芸能人の感染が明らかになると、報道も過熱します。

感染したことが悪いことで、お詫びすることについてもネガティブなイメージを作ってしまいます。

患者やその家族、治療・感染対策に携わった方々の人権が侵害されないよう、風評被害を受けないよう、必要な取組をお願いしたいと思います。

26

メガクラスター対応時の偏見・差別対策と プライバシー保護の取り組みについて

立正大学淞南高等学校(島根県)
校長 北村 直樹

27

報告内容

1. はじめに
2. メガクラスターとロックダウン
3. 訹謗中傷に晒される学校と生徒
4. 風評被害による偏見・差別と誹謗中傷
5. 生徒の心のケアと支援
6. おわりに

28

1. はじめに <学校概要>

<学校の概要> 昭和36年創立の男女共学の私立高校で平成13年より立正大学の準付属高校
生徒数309名 男子279名 女子30名(寮生256名・通学生53名) 教職員数38名 計347名
寮施設は4か所7棟 サッカーボーイズ寮(2棟122名)、野球部寮(2棟85名)、女子寮(1棟22名)、一般男子寮(2棟27名)

<学校観>

- 従来より全国各地から入学者があり地元からは親元を離れ寮生活する生徒が多い学校として認識（現在は70名の地元生徒が在籍）
- 平成21年度に野球部が夏の甲子園初出場ベスト8、翌平成22年度にサッカーボーイズ部が全国高校サッカー選手権大会第3位、
続いて全国総体で3度の第3位となりスポーツ強豪校として定着
- 校風として徳育を重視し、登下校時にはよく挨拶を励行するなど礼儀正しい学校という評価もいただく



1. はじめに <新型コロナウイルスメガクラスター概要>

サッカーボーイズ寮生1名が8月5日に発熱し、6日に一旦落ちていたが、7日に味覚障害の症状を訴え、
8日にPCR検査を受け陽性判定。

その後松江保健所の指導により全教職員、全校生徒のPCR検査を実施。

その結果、88名(その時点での陽性を確認し国内最大のメガクラスターと認定。

11日0時に学校として記者会見を行ない、早朝より終日報道各社で大きく取り上げられる。

松江保健所、島根県・松江市の関係部署の支援を受け校内対策本部を設置し対応。

島根県内医療施設と関係部署の協力のもと学校と寮をロックダウンし、市中感染は防ぐことができる。
全員の健康回復の後、感染防止対策を徹底し9月1日より学校を再開。

9月10日に松江市長による収束宣言発表。

最終的に教職員生徒98名、関係者10名、計108名のメガクラスター
<無症状58名、入院者40名(軽症)>

2. メガクラスターとロックダウン <初動対応>

<これまで誰も体験したことのないメガクラスターは島根県でも未曾有の出来事>

「これは災害レベルです」と医療統括監から評される

生徒1名の「陽性」が確認され、国内最大のクラスターが確認されると同時に松江保健所・島根県・松江市の関係部署と緊急会議

<松江保健所・関係部署との協議>

サッカー寮を無症状陽性者の臨時療養施設
(緊急特別措置)

島根県の医療体制を逼迫させることを回避

近隣住民に与えた不安は、差別や偏見へと拡大

寮に救急車が何台も来る。報道関係者が集まる。
テレビや新聞に大きく取り上げられる。

これらの非日常の出来事が風評に繋がる

学校再開に向けての地元説明会で
「学校や行政から何の説明もなかった」と指摘される

対策

松江市より地区3000戸に説明を配布(3回)

校長を本部長とする対策本部を設置
(健康観察と外部対応)

教職員による生徒・保護者・外部対応

全員の経過観察(学校・寮・家庭での長期自粛生活)

教職員が保健所の協力のもと24時間体制で対応

学校と寮を立入禁止措置(ロックダウン)

「陽性」、「陰性」濃厚接触者、「陰性」でも濃厚接触者でもない
教職員家族、すべてに外出自粛を命じる

理由

- ①市中感染を防ぐため
- ②偏見・差別・誹謗中傷から守るため

31

2. メガクラスターとロックダウン <記者会見>

<偏見・差別・誹謗中傷・人権侵害を想定した記者会見>

私のPCR検査が「陰性」と確認された時点で、学校としてどのような対応をすべきかを十分検討する間もなく、
説明責任を求められる形で記者会見が設定される

<校長として意識したこと>

生徒の大切な日常を取り戻す
(安心・安全・安定)

感染症(病気)に罹った生徒や教職員の
健康回復を最優先にすること

保護者の不安にどう対処
すべきかを苦慮

生徒を預かる学校内で起きたことは
全て学校の責任であるということ

その後に来る社会的制裁としての
差別・偏見、誹謗中傷の嵐は未知のもの

はじめに、お願いですが、未成年の生徒とそのご家族の人権尊重と安全を最優先に考えて、個人情報の保護にご理解とご配慮をお願いいたします。(中略)
温かい励ましもいただく一方で厳しいご意見や数多くのお叱りや処罰を求めるご意見もいただいておりますが、今回の事は、生徒の落ち度ではなく学校の感染症対策の不備に起因していることであり、本当に申し訳なく重く受け止めております。サッカーチームをはじめ生徒の皆さんには、お互いに責めることなく励ましあって、家族や応援してくださる皆様、周辺の皆様に迷惑をかけするのではという大きな不安を抱えながら、治療に専念し、教職員も同様に不安を抱えながら対応を続けております。誹謗中傷も大変心配しております、生徒やそのご家族、教職員とその家族、学校関係者への人権尊重と個人情報の保護に重ねてご理解とご配慮をお願い申し上げます。

生徒や保護者、教職員やその家族に直接誹謗中傷が向けられるのを回避するため、
「生徒に落ち度ではなく学校の感染症対策の不備に起因している」とし、批判は全て学校が受ける形を取らざるを得ないと判断

32

3. 訹謗中傷に晒される学校と生徒 < 訟謗中傷クレーム >

8月11日零時に記者会見を開き、その内容が8月11日の朝から新聞・TV・ネットニュースで報道されたのを契機に、学校に対して抗議や問い合わせ、詹謗中傷の電話が殺到

内容	8/9	8/10	8/11	8/12	8/13	8/14	8/15	8/16	8/17	8/18	8/19	8/20	8/21	8/22	8/23	8/24	8/25	8/26	8/27	8/28	8/29	8/31	計
クレーム高	2		6	2	3	1		1															15
クレーム中		2	15	1	4	2				1								3	1				29
クレーム低	2	4	28	1	8	1		1		1				1			3	4					54
激励	2	3	23	3	4	3	5	2	1				2			2	8	2	6	3	2		71
寄付			2					2			1		1						2	2			10
保護者	1		4		12	2	1	4	6	2	3	3	1	3	2	5	4	1	2		1	57	
報道	7	32	30	41	25	12	9	5	5			2	4		10	8	5	2	6	3	1	207	
その他	17	10	19	8	4	5	4	1	9	10	15	6	11	9	5	15	12	9	7	9	7	192	
計	31	51	127	56	60	26	19	16	21	14	19	13	18	12	19	39	30	19	20	16	9	635	

日本から出でていけ、お前たちは日本人じゃない。殺人者を100人も作って。教師が馬鹿だからこのような事態になる。落とし前をつけろ！(非通知・男性)
おつむが弱くスポーツだけの学校。私の家族は買い物も我慢している。しょうもない学校。馬鹿でも行ける。

クズのような学校は潰してくれ！画像の削除は何故か。詹謗中傷は良くないが、隠蔽したんだろう！(番号通知・女性)

どんな教育をしているんだ。こっちは死活問題。クラスターでました？アホかおどれは！自殺もんだ！(非通知・男性)

刑事告訴しに行く。1800万円×15年 賠償しろ！人殺し・バカ！(非通知・男性)

謝って済む問題ではない。傷害罪、殺人未遂、使えない奴ら、行動自粛しろ！頭つかえ、人災、私立やったらなお更だ！(非通知・男性)

松江から出でていけ！(非通知・男性)

何やってんだ、テレビで学校が悪いと言っているぞ、ドンドン拡散してバカ！(番号通知・男性)

3. 訟謗中傷に晒される学校と生徒 < ネット上のプライバシーの侵害 >

発生と同時にプライバシー(個人情報)の保護と詹謗中傷防止の観点から広報ツールの全てを凍結
(ホームページのブログ、公式SNS)

すぐにネット上で生徒の写真が検索され続けサッカー部の犯人探し始まる。特定し断罪しようとする動き(人権侵害の発生)
凍結を隠蔽行為と受け取られ、一部のメディアに異なった形で報道されたことで更に炎上する(説明した上での報道)

生徒の健康回復が最重要・最優先の初動の際に、

メディア対応、詹謗中傷対応などで連絡網が塞がり、最も大切な保健所からの生徒の健康に関する連絡に遅れが生じた

連絡手段が喪失されるほど集中的に行われた電話での抗議

多くのメディアの方にはご理解いただき取材時間を
ずらしていただくなどのご協力をいただけた

「日本から出で行け」、「人殺し」、「自殺もんだ」などの心無い偏見や差別、
詹謗中傷は、今後、感染者が出るたびに発生すると危惧し、
コロナウイルスの拡大と共に
偏見・差別・詹謗中傷の拡大は比例すると実感

学校は踏ん張って組織的に生徒や教職員、
その家族を守ることができるが、
個人が偏見・差別に晒された場合、
自己防衛には限界があり不可能だと実感

4. 風評被害による偏見・差別と誹謗中傷 <デマの蔓延と批判の矛先>

「感染症に罹患した人は、その地域に住めなくなり引っ越さざるを得なくなり、その後自死したらしい」という根も葉もない噂がまことしやかに流布され蔓延

罹患者は地域社会から抹殺される
という間違った思い込みや恐怖心が
偏見・差別を生む

デマが口コミでどんどん膨み
地域社会に蔓延
(地方特有の現象か)

当事者だけではなく無関係な人たち
にも影響を及ぼす二次災害的な側面

本校生徒は全員外出自粛を続けているにもかかわらず、近くのスーパー・マーケットで
「立正大淞南の生徒がアルバイトをしている」、「店の前で立正大淞南の生徒がたむろしている」というデマが流布

お店の売り上げが一日数百万落ちているので
困っているという風評被害の苦情

学校のある地域に行かない、松江に行かない、
島根に行かない、「松江に帰ってくるな」とエスカレート

「松江市内で開催予定行事が中止になった」、「(様々な)施設の利用が出来なくなったり」、「病院に見舞いに行けなくなったり」、「墓参りに行けなくなったり」、これらは全て本校のクラスターの責任だ

理不尽と分かっていても、経験した人は深い心の傷を負うことになり、
行き場のない怒りは、原因を作った本校に向けられた

4. 風評被害による偏見・差別と誹謗中傷 <偏見のエスカレート>

濃厚接触者ではない職員の家族の勤め先で「あの人気がくるかもしれないで2週間休みます」と同僚が
会社に申し出る(その職員の家族は濃厚接触者でもないが出勤を自粛)

寮を療養施設として健康観察と続けていた時、「窓が開いている。感染するから窓を閉めろ」と苦情

ずっと外出禁止としていた「陰性」生徒が外の空気を吸いに少し敷地内に出たら、すぐに学校に
「何を考えている。外に出るな。ずっと見張っているからな」と抗議

① 疑心暗鬼になり歯止めが利かなくなる傾向

② 自分が周りから責められたくない

③ 罹患者は社会から抹殺されるというデマが蔓延

④ 人の感情が引き起こす風評は深刻

⑤ 犯人や悪者を作り出し攻撃

偏見のエスカレート

防御姿勢からの過剰反応

信じ込みなかなか払拭できない

科学的根拠とは無関係

不確実性の回避からくる心情

5. 生徒の心のケアと支援 <支援の広がりとネットの影響>

最初の「陽性」生徒確認から松江市長の収束宣言までの34日間を対策本部長として統括し、3つの期間に分類

第1期



クラスター発生から療養体制が整うまで

混乱の中での模索対応を続ける

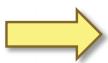
第2期



健康観察を続け全員の健康回復まで

健康観察をしながら復旧計画を進める

第3期



健康回復から学校再開・収束宣言まで

支援に励まされ感染症対策の再構築

自粛期間が長引くと携帯でネットばかり見る傾向にあり、
特に第1期、第2期は、偏見や差別・誹謗中傷を目にする機会が増えている

直接学校に来る偏見・差別・誹謗中傷・人権侵害は生徒から遠ざけることができたが、
特にネットニュースから生徒や保護者を防御できない

転機は元サッカー日本代表、本田圭佑さんの応援メッセージ
その後、青森山田サッカーチームはじめ多くの応援メッセージが寄せられる始める

助けられたのもネットニュースや励ましや応援のSNS

5. 生徒の心のケアと支援 <全国からの応援メッセージと支援物資>

その後、保護者、卒業生を中心に地域の方や全国からお手紙やメールの励まし、支援物資や匿名のご寄付が続々と寄せられる



5. 生徒の心のケアと支援 <オンラインやネットを使ったケアの取り組み>

オンラインミーティングを行ない、心のケアに取り組む(島根県臨床心理士・公認心理師協会のサポート)

生徒や保護者に学校より詳細な現状説明と励ましのスクールメールを毎日配信

(1日2回配信、その中で励ましや支援の内容を紹介)

偏見・差別、誹謗中傷・人権侵害の対極にある支援・励まし、応援は強く心に響く
自粛が長引く中で次のようなメッセージを全校生徒に発信

世の中には、誰かを攻撃する人がいて、今度はその攻撃していた人を攻撃する人が出てくる。心無い言動は本当に悲しいことだと思います。本校の生徒の皆さんには、誰かを責め批判するよりも、支えてくれる家族や支援してくれる心ある人に感謝を深める人になってもらいたい。大切な日常を取り戻したら、これからどのように恩返しの人生を送れるか、みんなと考えていきたい。『困っている人は助け、病を患っている人はいわたり、快復を祈る』という人として当たり前の出来ることの出来る人になってもらいたいと思います。

多くの支援をして下さった人に感謝をして、しっかり休養し再開に備えてください。
誰も責めてはいけません。

39



5. 生徒の心のケアと支援 <誹謗中傷への声明>

文部科学大臣や島根県知事、松江市長が「感染症への誤解に基づく非難は許されない」と声明を出し続けてください、私たちを守っていただきました。

支援や励ましの声が偏見・差別、誹謗中傷・人権侵害の抑止力になると現場で実感

生徒の心のケアを続けていく中で分かったこと

- ①これほど大きなインパクトを受けた子供達の心のケアは、一朝一夕にできるものではない
- ②生徒や保護者に寄り添う姿勢が最も必要なこと
- ③大人がしっかりと向き合って、時間をかけて、次にゆっくりと進ませることが私たちの役目

感染防止対策をしっかりとしながら学校を再開することは、
生徒の現実の世界も心の世界も安心させ安定させること

6. おわりに <偏見・差別・誹謗中傷・人権侵害への対策について>

いまだに島根県の市外地では、「松江から人が来てもらつては困る」、「松江に行ってはいけない(自分の町から出るな)」、「うちの家族が松江の人に会つたら何を言われるかわからない」、「(養護施設勤務のため)県外に出たら2週間自宅待機し出勤してはいけない」という声がある

「自分がこの小さな町で感染者になりたくない」、「万が一なつまつたら村八分になる」という恐怖心
長期間に刷り込まれた意識はなかなか取り扱うことができない

この意識を取り除かないと、偏見・差別、誹謗中傷・人権侵害はなくならないと感じる

家庭、学校・職場、地域、県、国レベルでの啓蒙と
支援、励ましの意識を広げる必要性

人権侵害への抑止力

偏見・差別、誹謗中傷、
人権侵害は報道内容に
左右される場合がある

若い世代はネット・SNSの影響
年配の世代は新聞・テレビの影響に分かれる

平成21年(2009)夏の甲子園に初出場し新型インフルエンザに
感染しながらベスト8(批判的ではなく美談に)

プライバシーの保護と報道の自由の検証
報道による影響評価の正確な分析

人権侵害への配慮



6. おわりに <これから>

多くの方々の支援により市中感染せず全員健康を回復し、短期間に収束することができた。
学校が再開し、学習の遅れも最小限度で済み本当に感謝している。

日本最大のメガクラスターを体験した学校として、立正大滋南は出来る限りの
感染予防対策を講じながら研鑽を積み、寮生活、学校生活に取り組んでいく。

目標に向かって明るく前進する姿を見せていくことが、偏見・差別、誹謗中傷・人権侵害に
勇気を持って立ち向かう術であり、教職員全校生徒と共に出来る限りの努力をしていきたい。

今回の体験を通して得た知見を、他の学校にも情報提供していきたい。

[報 告]

日本労働組合総連合会(連合)に寄せられた相談 (偏見・差別、ハラスメント編)

日本労働組合総連合会（連合） 石田昭浩

J T U C - R E N G O
43

日本労働組合総連合会(連合)に寄せられた相談(偏見・差別、ハラスメント)

性 別	年 齡	仕事内容	雇用形態	事業内容	業 種
女 性	40代	スーパー店員	パートタイマー	スーパー	卸売・小売業

コロナの影響で就活が進まずやっと勤務出来たスーパーですが37.5度以上の熱があると出勤してはいけないとの事。コロナ予防の観点から毎朝出勤前に検温して熱がある場合は当日欠勤になります。先月から発熱の為に出勤出来なかつた日が4日×2回あり、コロナではなかつたので2回目の復帰時に店長と先輩パートにご迷惑をおかけしましたと謝罪したところ、店長には無視され、先輩パートからは社会人として当日欠勤はどうか?今後はこの様な休みは認めないと、言われる。私が熱が出やすい体质なのが悪いのでしょうか?これからは熱があつても嘘について出勤しないといけないなと思いますが、これはパワハラかコロハラに当たるのでしょうか?有給休暇はまだ取得できず、給料も減る一方です。どうしたら良いのでしょうか?

性 別	年 齡	仕事内容	雇用形態	事業内容	業 種
男 性	40代		不 明		不明

コロナ等での誹謗中傷があった場合の法律上の対応はありますか?

J T U C - R E N G O
44

日本労働組合総連合会(連合)に寄せられた相談(偏見・差別、ハラスメント)

性 別	年 齡	仕事内容	雇用形態	事業内容	業 種
女 性			パートタイマー		製造業

先週末に法事で帰省し月曜に戻ってきたところ社長に「活動自粛なのに帰省するとは何事か」「きっと新型コロナに感染しているに違いない。陰性が証明されるまで出社するな」「他の社員に感染したらどう責任取るんだ。あんたのせいで会社が潰れたら訴えるぞ」「今からとっとと荷物片づけて帰れ」「もうクビだ。二度と来るな」など一方的に言われ、仕方がないので自席の荷物を片付けていると、除菌スプレーを吹き付けられた。

性 別	年 齡	仕事内容	雇用形態	事業内容	業 種
女 性			パートタイマー		医療・福祉

保育所で皿洗いをメインにパートで働き、夕方からは病院で受付のパートをしている。コロナウイルスの関係で、保育所の所長から「病院で働いているなら、ばい菌を巻きちらすのだから、来るな。」と言われた。

日本労働組合総連合会(連合)に寄せられた相談(偏見・差別、ハラスメント)

性 別	年 齡	仕事内容	雇用形態	事業内容	業 種
女 性	不 明	看護師	正社員	病院	医療・福祉

私は病院で働く看護師です。職場は、今回コロナでの緊急事態宣言について、特別有休時短勤務、時差勤務を行っていました。

5月の初め、長女が熱を出したため、職場に出勤しても大丈夫か師長に相談しました。

長女は、コンビニでのバイトを行っていることを伝えると、2週間の出勤停止となりました。師長より「緊急事態宣言中に子供をバイトに行かせてたため、あなたは特別休暇ではなく自分の有休を半分使いなさい」と指示されました。

その後、有休休暇取得については、私の権利でもあり特別休暇を使う使わないの判断は、師長の考へで左右される物なのか?問い合わせました。すると、個室で面談され30分程子供のバイトについて問われましたが、私は病院に感染疑いで来られたら困るため業務命令で休みとなっていること、子供のバイトに行かせている親だからという、懲罰的な有休の取らせ方は違うと考えた事を伝えました。

「あんたと、私は価値観が違うねんな。そんなんやったらもう特別有休にしたってもええ」と、特別有休になりました。

しかし、その後に管理日誌という一日の病棟勤務者や患者の出入りを記入する公式文書に、「〇〇の有休は特別有休としない」と記入されていました。

以前も、長期有休を取る約束になっていたものを、いざ取得するときになり「スタッフみんなに頭下げてこい。そしたら取得さしたる」と言わされた経緯もあり、パワーハラスメントだと考えてます。法律的にはどうなのでしょうか?

日本労働組合総連合会(連合)に寄せられた相談(偏見・差別、ハラスメント)

性 別	年 齡	仕事内容	雇用形態	事業内容	業 種
女 性	58歳	N P O 法人	正社員	サービス業	サービス業

新聞を見て相談します。N P O 法人に勤めて2年半になりますが、今まで特養やデイサービスでも働いていた。東京に勤務している娘が新型コロナにかかったため、自宅待機を余儀なくされた。検査の結果は陰性であり、4月24日から5月7日まで有給休暇を取得した。職場に出ていくと、なぜか上司から始末書を書けと言われたので「もうこの職場は退職する」と決めて始末書を書いた。有給休暇も29日あるので8月末に退職する予定だが、失業保険は支給されるのか。

性 別	年 齡	仕事内容	雇用形態	事業内容	業 種
男 性	55歳		アルバイト	郵便	複合サービス

少し前に39°Cの熱が1週間続いたがコロナではないと医者が診断し、P C R 検査も対象外だと言われた。

体調も戻って医者からも会社からも出勤許可が出たので出勤したが同僚から「コロナ野郎！」等々、嫌がらせを受けている。

日本労働組合総連合会(連合)に寄せられた相談(偏見・差別、ハラスメント)

性 別	年 齡	仕事内容	雇用形態	事業内容	業 種
女 性	不 明		正社員		不 明

先日体調が悪く、会社に出勤の相談をしたところ、その日は自宅療養するように指示がありました。その日は、倦怠感がありましたが、熱は36度代でした。翌日には体調は回復したのですが、会社では、私が感染しているかもしれないから、女子社員は全員先週いっぱい自宅待機となりました。コロナ相談窓口に問い合わせたところ、感染の可能性は低いとのことでした。

そのことも伝えたのですが、自宅待機は解除にはなりませんでした。

感染がはっきりしていないうちに、コロナの症状があると、実名で会社中に広められて、とても心苦しい思いをしました。

上司には、会社に来た時にみんなに嫌な顔をされるかもしれないねと言われました。それが分かっていながら、どうして実名を出して、晒し者のようなことをされなくてはならないのか。実名を出さずに対処することはできなかったのか。これはハラスメントに当たりますか？教えて下さい。

日本労働組合総連合会(連合)に寄せられた相談(偏見・差別、ハラスメント)

性 別	年 齡	仕事内容	雇用形態	事業内容	業 種
女 性	不 明	電話アンケート	派遣社員		サービス業

4月8日に娘が派遣社員として働くことが決まった。契約はまだ交わしていない。仕事は大学の卒業生を対象にしたアンケート電話をするという内容。大学で待ち合わせをし、契約して業務を行うことになっていた。しかし、コロナ感染防止のため大学が休業要請の対象となっていること、さらに娘も発熱していることから出勤を控えたいと連絡すると、会社側から無責任だとか発熱は嘘だろうなどと暴言を吐かれた。もうその会社に勤める意思もないがどこに言えばよいか。

性 別	年 齡	仕事内容	雇用形態	事業内容	業 種
女 性	不 明	販 売	正社員	アパレル	卸売・小売業

アパレルで水着の販売をしていた。コロナの影響でマスクの着用を求められたが、肌にアレルギーがあるため着用できない旨を伝え、手指の消毒等細心の注意を払うと申し出たが、受け入れられない。元々パワハラ気質のある職場で、これ以外にも様々なパワハラがある。

J T U C - R E N G O

49

日本労働組合総連合会(連合)に寄せられた相談(偏見・差別、ハラスメント)

性 別	年 齡	仕事内容	雇用形態	事業内容	業 種
女 性	61歳	店 員	契約社員	小売業	卸売・小売業

コロナが心配だったけど、細心の注意を払い4/3, 4と初孫の宮参りに大阪まで行ってきた。

出発前にはグループラインで「気を付けて行ってきてね」と言っていたのに、出先でコロナ感染者が出たことをきっかけに、「何故こんな時期に出かけた」など仲間の態度が一変した。

店長からは1週間程度休みと指示されたが、欠勤扱いとなると言われている。怖くて過呼吸にもなって、これからも出社出来そうもない。

性 別	年 齡	仕事内容	雇用形態	事業内容	業 種
女 性	50代	医療事務	正社員		医療・福祉業

姉は都内病院（院内感染のあった病院）で派遣社員として働いている。外来カルテ等の整理業務。私は個人開業医の医療事務を15年正社員で働いていて、先月院長からお姉さんの就業先代えられないかと口頭で言われた。

院長とは何の関係もない家族の事で言われる筋合いは無いと思いますが、院長は本気で言ってくる。院長は以前に看護師を辞めさせた事もあり、今後もっと強く言ってくる恐れがある。どの様に対応すれば良いか。

J T U C - R E N G O

50

日本労働組合総連合会(連合)に寄せられた相談(偏見・差別、ハラスメント)

性 別	年 齡	仕事内容	雇用形態	事業内容	業 種
女性	不 明	ネットショップ	正社員		

微熱が続いていたけどマシになったので出勤したら課長がコロナかもわからないから帰れ！と言って、他の人に「当分の間休むから」ということが既に周知されていた。

病院に行ってレントゲンも撮って大丈夫と言われた。
原因は・・・生理になるといつも微熱が出る、でもそれは課長（男性）には言えない。帰ったり休むと減給になるのでそれもキツイ。
他にもパワハラ的なこともあるけど辞めれない。”

性 別	年 齡	仕事内容	雇用形態	事業内容	業 種
女性	70代	清掃	パートタイマー	清掃業	サービス業

1年前に清掃のパートで仕事を始めました。仕事先はT大学の中で、他の業者の人たちと一緒にです。私は同じ会社の先輩（60歳）と一緒に仕事をしています。近いうちに大腸の検査をすることになり、その先輩に話をしたところ、「コロナウイルスにかかるから私に近寄るな」とか「私は血圧が高いからうつったら死んでしまう」などと大声で怒鳴っています。そのようなことを他の業者から派遣されている人たちの耳にも入った仕事がやりづらくなるのではないかと心配なのですが。

日本労働組合総連合会(連合)に寄せられた相談(偏見・差別、ハラスメント)

性 別	年 齡	仕事内容	雇用形態	事業内容	業 種
女性	不 明	事務	パートタイマー		不 明

夫の入院している病院にコロナ感染者が入院している。
そのことで、自分の働いている会社から休むように言われている。休まないといけないのか？

性 別	年 齡	仕事内容	雇用形態	事業内容	業 種
女性	30代	介護士	正社員	介護	医療・福祉

母娘で先月（2月10日）函館方面を旅行した。帰ってから娘が38、5度の高熱を出し病院を受診し仕事を休んだ。施設側から新型コロナの疑いもあるので4日間出勤停止との連絡を受けた。その後熱も下がり医師からも新型コロナの心配はないとの診断を受けて、明日から通常通り出勤の予定でいたところ、施設から5日間は防護服を着用してもらうとの連絡が入った。一人だけ防護服着用とはあらぬ物議を呼びそうで娘も悩んでいる。これはパワハラに該当しないものだろうか。

日本労働組合総連合会(連合)に寄せられた相談(偏見・差別、ハラスメント)

性 別	年 齡	仕事内容	雇用形態	事業内容	業 種
女 性	40代	個人病院	パートタイマー		医療・福祉

医院で働いてる者ですが、先月、中華街に行き、コロナ扱いされ、出勤停止になりました。これって、パワハラじゃないんですか？

性 別	年 齡	仕事内容	雇用形態	事業内容	業 種
男 性	10代		アルバイト	コンビニ	卸売・小売業

7月27日早朝、家庭内でコロナ疑いの家族が発生し、PCR検査を行う予定となった為。家族は外出禁止となり、各職場や学校に連絡した。7月27日昼間の時点では勤務先コンビニでは2週間出勤停止とされた。→納得した。7月27日14時PCR検査の結果が出て陰性。そのコロナ疑いの長女は全身造影CT検査を行い、肺に影もなく、胃腸炎と診断されコロナの可能性は0と医師から告げられ一般病棟に入院した。コロナの可能性が0となった為勤務先コンビニに電話をしたが、【息子がまだコロナに感染しているかもしれない、潜伏期間があるから1週間は休め。他の人に感染したらこわい、お店もやっていけなくなる。】と言われた。【可能性はないと医師が判断しているのですよ。】と言っても頑なに【他の発熱したアルバイトも平熱になってからトータル2週間休んでもらった。→（このパターンの子は検査もしく、コロナの疑いが拭えなかった）逆ギレする意味がわからない。18歳の俺がわかるのに、こんなに現場を混乱させて迷惑をかけていたのにそれは間違っている。】と言われました。8月のシフトが先程出来上がった。拝見すると週3日今まで働けていたシフトが、月4日しか入れなくなっていた。息子は同チェーンのコンビニ2店舗でダブルワークしており、この店舗だけがこの対応であり、裏ではムカつくから、コロナがこわいからシフトを入れないと言う事でした。

J T U C - R E N G O

53

日本労働組合総連合会(連合)に寄せられた相談(偏見・差別、ハラスメント)

性 別	年 齡	仕事内容	雇用形態	事業内容	業 種
女 性	40代	介護福祉士	パートタイマー	介 護	医療・福祉

私は介護施設で介護福祉士として働いています。半月程前、全国各地でコロナが拡大し始め、緊急事態宣言時とおなじルールが再びきました。内容は、本人、家族が県外へ出たら2週間会社を休むこと。県外に住んでいる家族や親戚が来たら、2週間休むこと。緊急事態宣言後、主人の仕事で県外出張が再開され、ひと月に複数なので、そのたび2週間休め…となると1ヶ月以上私は仕事に行けません。また、会社から私への休業補償の話は今のところありません。家族が県外へでただけで(仕事で)出勤停止となると、ほとんどこの会社で働けなくなります。どうしたらよいでしょうか？

※以下、再相談内容※ 先日、会社に自宅待機2週間後、つまり、15日目から出勤してよいのかたずねたところ、「大事をとりたいから15日目の様子をみて決めましょう」と言われました。なので、きっかけ2週間経過し症状なくても、まだ様子をみたいからと、出勤がいつになるかわからない状態です。県外、県内問わずいつどこでコロナになるかわからない状態で、県外へ行った同居者がいるだけでここまで復帰に時間を要するか、また「もう会社へ来るな」と言われているようで2週間経過した後の会社の対応に悩んでいます。介護施設なので神経質になる気持ちもわかりますが…2週間を越えて、症状なくても、さらに休みを強制してきた場合も使用者は会社の指示に従わないといけないのでしょうか？安全の為、仕方ないのでしょうか。

J T U C - R E N G O

54

日本労働組合総連合会(連合)に寄せられた相談(偏見・差別、ハラスメント)

性 別	年 齡	仕事内容	雇用形態	事業内容	業 種
女 性	30代		アルバイト	リース・販売	卸売・小売業
<p>会社で<u>出勤時の検温で37.5°C以上の発熱</u>があったため、会社の指示で帰宅し、<u>病院へ受診して様々な検査を受けて全て陰性、PCR検査も2回受けて陰性で証明書も提出しました</u>。でも、<u>咳と発熱の原因は分からず</u>じまい。その後しばらく咳と熱が治まらなくて、何度も病院へ掛け合いましたが、どこの病院にも受け入れ拒否されて、<u>原因不明のまま自宅療養を続けました</u>。熱が37.5度以下になっても「<u>平熱より高くて、咳も続いているから</u>」と出勤させてもらえず、<u>雇用契約期間を変更されたり、今月分の勤務表から名前を削除され</u>、医師も診断に困るほど完治した状態で「<u>産業医へ受診して、問題がないという証明をもらわないと出勤させられない</u>」と言われ自費で受診しました。給料も4月分は全額支給と言っていたのに、振込額は一部無断でシフトをカットし、一部6割の金額でした。コロナがなければ検温すらしなくて気付かなく、会社側も普段は相手にしない程度の発熱から始まり、あまりにも理不尽なことが多くて精神的に参っています。文面だけでは判断が難しいかもしませんが、労基違反、コロナハラスメントに引っかかるような内容はありませんか？</p>					

J T U C - R E N G O

55

日本労働組合総連合会(連合)に寄せられた相談(偏見・差別、ハラスメント)

性 別	年 齡	仕事内容	雇用形態	事業内容	業 種
女 性	10代		正社員	飲食店	飲食店・宿泊業
<p>パフェ専門店で正社員として5月から働いています。お店で仕事前に毎日体温を測っていますが、<u>体質的に体温が高めなのでよく37度を超えて</u>しまいます。<u>病院に行ってコロナの検査をしましたが、陰性でした</u>。接客するので、熱があるとお客様に影響があるとか他の人にうつす、とか言われて、帰らされます。責任感がなさすぎと責められますが、自分でもどうしようもありません。<u>このまま熱で休まされるとクビになってしまいます</u>。どうすればいいでしょうか？</p>					

性 別	年 齡	仕事内容	雇用形態	事業内容	業 種
女 性	20代		パートタイマー	医療機器・医薬品販売	卸売・小売業
<p>夫の介護施設でリハビリに来ている方がコロナ感染疑いで検査することになりました。夫の担当の方で前日までリハビリしていたそうです。<u>夫も疑いがあるので私の職場の上司に相談したら結果が分かるまで自宅待機を言われました</u>。自宅待機なので<u>コロナによる休業手当が出るのか聞いたら子供がいないため対象外</u>と言われました。有休と言われてもそんなにないため困っています</p>					

J T U C - R E N G O

56

日本労働組合総連合会(連合)に寄せられた相談(偏見・差別、ハラスメント)

性 別	年 齢	仕事内容	雇用形態	事業内容	業 種
女 性	20代		アルバイト	温泉施設	サービス業

3月から職場で出勤時に検温することとなりました。4月に入り37.5度以上有れば上長に連絡し速やかに帰宅する事が決まりました。4月5日の勤務が9時半～18時までの勤務でした。自宅の体温計の電池が切れてしまい、その日は職場で出勤時1番に検温しました。その時は37.1度と微熱でした。ですが、特に倦怠感もなく業務にあたっていました。その後、お昼頃になると熱っぽさを感じ念の為検温しました。検温したところ、37.5度になっており上長に連絡をすると30分後にもう一度検温をし連絡するよう指示があり、再度計り37.7度に上がっていたので連絡をし帰宅することになりました。様子を見て次回出勤を見送り、9日PCR検査を受け結果は陰性でした。早退した日とコロナの疑いがあるとの事で休まざるを得なかった日のお給料は、頂けるのでしょうか？また、ただ今、自粛によりお店 자체が休業しておりますが、休業中出勤するはずだったお給料は、休業補償というものが適応され出るのでしょうか？お忙しい中ではございますが、**上長に確認してもはぐらかされてしまい…聞くことが出来ません。**

J T U C - R E N G O
57

職場・労働組合から提出された意見

トラックドライバーもエッセンシャルワーカーとして日々の生活を支えている。一方で、県外ナンバーのトラックドライバーに対する誹謗中傷なども発生しており、こうした行為の撲滅に向けて政党や業界団体にも訴えているが、連合としても対応をお願いしたい。

エッセンシャル・ワーカーへの差別抑止に向けた取り組みを強化してほしい。

新型コロナウイルスの感染が拡大する中、医療従事者やインフラ事業に携わる労働者の過重労働、感染リスクと隣り合わせの業務、差別や偏見による精神的ストレスの増大が懸念される。

感染への恐れや見えないウイルスへの恐怖から、医療従事者などへの偏見が生まれ、心無い言葉が投げつけられるといったことも相次ぎました。こうしたこと背景に、家族への感染を防ぐため、自宅に帰ることすらできず、自家用車で寝泊まりするといったことまで現場からは聞こえています。

J T U C - R E N G O
58

偏見・差別の実態と取組等に 関する調査結果

三重県知事 鈴木 英敬

59

発表項目

I. 偏見・差別の実態

- 感染者・濃厚接触者やその家族等に対する事例
- 医療従事者に対する事例
- 社会福祉施設、事業者、エッセンシャルワーカー等に対する事例
- 県外在住者等に対する事例
- インターネット上の不適切な書き込みの事例
- その他特筆すべき事例

2. 新型コロナウイルス関係の相談件数集計

3. 各都道府県の取組

- インターネット上の不適切な書き込みに対する取組
- 啓発・教育等の取組

4. 偏見・差別の実態やこれまでの取組を踏まえた分析等

1. 偏見・差別の実態～感染者・濃厚接触者やその家族等に対する事例～

No.	具体的な内容
1	感染者が、仕事で着用する制服を、家族に頼んで市内のクリーニング店に持っていってもらったところ、感染者の職場にクリーニング店から連絡があり、「コロナの洗濯はできません」「洗濯物を取りに来てください」と言われたとのことであり、本人氏名が公表されていないにも関わらず、個人が特定されている状況である。
2	住民から、「新型コロナウイルスに感染したとする貼紙が見つかった」との通報があった。貼紙には3人の氏名と年齢が記載され、同市の民家の壁などで複数枚見つかった。これを受け、人権啓発担当部署は記者発表を行い、正確な情報に基づく冷静な行動の呼びかけ、HP上に相談窓口一覧の掲載を実施した。
3	県人権センターに「コロナに感染していたことを会社に話すと、来なくていいと言われるか不安である」、「コロナにより入院したことから、会社から雇い止めを受け、退職することになった」といった相談があった。
4	市内のレストランにおいて、感染者が在籍する大学と同じ大学の「関係者入店遠慮」の貼紙が貼られた。翌日、市から「人権への配慮」を店側に要請し、撤去。
5	市内の大学のクラブ活動関連施設でクラスター事案が発生し、同大学の学生等が不当な扱いを受ける事案が発生。これを受け、大学と市が共同会見を開いて冷静な対応を呼びかけた。

- 新型コロナウイルス感染症に対する忌避意識から、感染者やその家族等が不当な差別、誹謗中傷を受ける事案が多数発生。
- 生活の維持に必要なサービスを享受できない、店舗利用を拒否されたといった実害が生じており、退職に追い込まれたなど、当人の人生に大きく影響を及ぼした事例も発生。

61

1. 偏見・差別の実態～医療従事者に対する事例～

No.	具体的な内容
1	患者と医師の感染が明らかになっていた県内の総合病院において、感染者の濃厚接触者ではないスタッフが、子どもの学童保育や保育所の受け入れを断られたり、配偶者が職場から出勤停止を命じられたりした。これを受け、市教育委員会は、市内の認可保育所や幼稚園などの施設長に対し、新型コロナへの対応を文書で通知し、風評被害防止の要請を実施した。
2	県内の重点医療機関が職員に実施したアンケートにおいて、スタッフの子どもが、同級生に「お前のお母さん、病院で働いてるんだろ。菌持ってくるんじゃない」と言わされたとの回答や、委託業者が病院内の点検や廃棄物の処理に難色を示しているなど風評被害の回答が確認された。
3	新型コロナウイルス感染症による県内病院への影響調査の中で、病院職員が、店舗の予約拒否、保育園卒園式への出席拒否、タクシーの乗車拒否に遭ったという回答があった。これを受け、県では、理美容・保育・交通関係の事業者団体を訪問し、医療従事者等に対する不当な差別・偏見・心ない言動の防止について、各団体・組合員への周知を直接依頼した。
4	「医療従事者であることを理由に、(相談者の)身内の葬儀への参列を断られた」との相談が寄せられた。
5	病院が工事を発注しようとしたら業者に断られた。これらの偏見差別の情報や患者の急増を受け、知事は、記者会見にて医療従事者への偏見をなくすように強く訴えた。

- 医療従事者やその家族に対して、いじめ、生活の維持に必要なサービスの提供拒否、保育園への登園拒否、行事への参加拒否等の差別事例が全国で多数発生。
- 医療従事者を応援する気運の醸成、事業者団体(理美容・保育・交通等)への働きかけ、人権への配慮に関する教育等の強化が必要。

62

1. 偏見・差別の実態～社会福祉施設、事業者、エッセンシャルワーカー等に対する事例～

No.	具体的な内容
1	集団感染が発生した社会福祉施設から、「公表後、施設へのいたずら電話」が10数件、施設職員の家族に対する感染発生に関する苦情電話1件、地域住民から説明会をしないのかという電話1件があった。」という報告があった。これを受け、県担当課は、地域住民向けの説明をホームページ等を活用して行うことなどを助言した。(施設はホームページへの掲載及び地域住民への回覧による情報提供を実施)
2	SNSに「感染源の店」「コロナ患者が働いている」「コロナ患者が立ち寄った店」などの書き込みがされたという相談があった。
3	警察官は不特定多数の県民と接触する職種のため、警察官からの感染を不安視してか、「この時期に街頭活動(交通取締り、巡回連絡等)は必要なのか」等の連絡があった。
4	4月上旬、感染拡大地域に仕事で往来する運送業(エッセンシャルワーカー)の保護者に対し、校長が、児童・生徒の自宅待機を要請した。これに対し、勤務先の会社が「職業差別につながりかねない」と学校と市教委に見解を示すよう求めた。
5	県民から、「長距離トラックで東京、大阪等に行くのだが、社内で病原菌扱いをされる。労基に相談して社長へ注意してもらったが、特定の人間が徒党を組んで、モラルハラスメントを止めない。無症状だがPCR検査を受けて無実を証明したい。」との電話相談があった。これに対し、市町の人権担当課もしくは法務局に相談を勧めた。

- 感染者が発生・利用した施設や店舗等において風評被害や問い合わせ対応、デマに苦慮する事例が多数あった。
- 不特定多数の人と接する、または県境を跨ぐといった業務を行う方々への「職業に対する偏見」が発生。

63

1. 偏見・差別の実態～県外在住者等に対する事例～

No.	具体的な内容
1	隣県在住の県内大学に通う子どもの父親からの相談。お盆に子どもが帰省し、昨日県内のアパートに戻ったところ、玄関ドアに生卵が投げつけられ、殻が散らばっていたうえ、郵便受けの中に生卵がつぶして流し込んでいた。コロナに関する嫌がらせだと考えられ、大家さんに連絡すると、自分で対応するよう言われ、不動産屋に連絡したところ、警察に連絡しておくと言われた。
2	感染流行地に居住する相談者が、当該市在住の両親宅に帰省しようとした際に、両親が利用している複数の介護保険事業所から「帰省したらサービスを中止する」旨の発言を受けた。 これを受け、当該市の担当課は、市内の介護保険施設・事業所に対し、やむを得ない事情により県外の家族等との接触があった場合でも、感染疑いや発熱等の症状が無い場合には、十分な感染防止対策を行ったうえ、利用者に対して必要な介護サービスを継続的に提供する旨の通知を発出した。
3	「『夫の職場が感染者が確認された地域にある』ということを理由に差別を受け、仕事をクビになった。こういうことがあるということを知っておいて欲しい。」という相談が寄せられた。これに対して、相談者に対しての丁寧な傾聴及び寄り添った対応、広報による継続的な啓発等呼びかけを実施した。
4	他県から転勤により令和元年10月から本県に住んでいるが、中学生と小学生の子ども達が「コロナ県」と言われるなどいじめられたり、県外ナンバーの車を見て「観光自粛なのに、県外から何しに来たのだ」と言われたりした。
5	感染者が多く発生した市から隣接市のスポーツ教室に通っていたところ、隣接市の保護者からの苦情で通えなくなってしまった(9月)。

- 県外在住者や県外ナンバー車所有者等に対しても、偏見・差別言動、サービスの利用拒否、いじめ、不当な解雇事例等が確認されている。
- 同一県内であっても、感染が確認された地域に対する偏見・差別が生じ、地域間の分断と軋轢が生まれている。

64

1. 偏見・差別の実態～インターネット上の不適切な書き込みの事例～

No.	具体的な内容
1	ネット上に実名まで公表されて誹謗中傷を受け、家族が追い込まれている（家族の居住地を所管する保健所を通じて相談があったもの）。【HP上には非公表】
2	SNS上で、感染者が発生したスポーツ教室の参加者が通う学校名や写真、複数の感染者が発生したという内容が拡散されているという電話連絡があり、不確かな情報に惑わされないように冷静な対応をするよう依頼した。
3	退院した患者に関し、SNS上で自殺したとデマが出回ったため、（県の）別件での記者会見の際に否定した。
4	市内で感染者が確認され、公表された情報から感染者とは全く関係のない方が感染者であるという誤った情報がインターネット上の掲示板等で拡散され、その影響によりその方が営む商店への来客が大幅に落ち込んだ。
5	感染者本人の了解を得て、行動歴を一部公表したところ、SNSで誹謗中傷されたことから、親族から行動歴を削除してほしいと依頼があった。 SNSで誹謗中傷されたことから、その後、誹謗中傷を受けた感染者の親族で陽性になった患者は「保健所には何も話したくない」と行動歴を話すことや公表を拒んだ。 これを受け保健所は、公表している行動歴の削除を県担当課に依頼、陽性者のメンタルケアを実施した。【HP上には非公表】

- インターネット上で実名や写真が拡散され、感染者や関係者が偏見・差別に苦しんだ事例が相次いで発生。また、事実とは異なる情報が流布し、風評被害により営業が困難となる事例もあった。
- 誹謗中傷に苦しむ姿を目の当たりにした感染者が、情報提供を拒む事例もあり、感染防止に必要な情報の提供が困難となることや、受診控え等が懸念される。

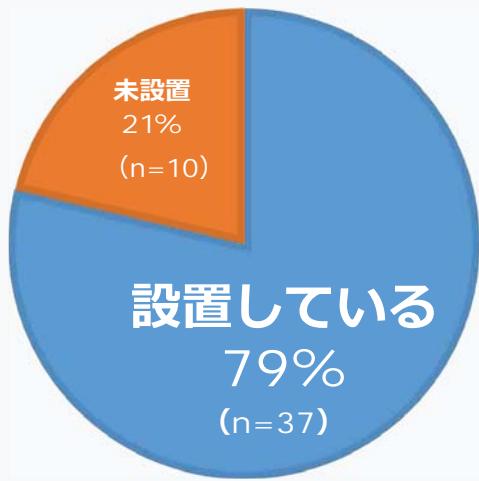
1. 偏見・差別の実態～その他特筆すべき事例～

No.	具体的な内容
1	相談者本人には感染事実はないが、親族の同僚などが感染したことや新型コロナが発生した店を訪れたことを理由に叱責・誹謗中傷を受けたうえ、会社から休業を命じられた。（複数件相談あり）
2	8月下旬に新型コロナウイルス感染症が流行している県に4泊5日の家族旅行をしたところ、旅行から帰った後、感染症の症状がないにもかかわらず、近所の者から感染者と決めつけられた等の誹謗中傷を受けたり、子どもが通う学校の保護者から子どもを通学させていることに関する苦情を受けたりした。また、職場（介護職）からは2週間仕事を休むよう言われた。
3	8月末に県外へ旅行に行くことを母子ともに事前に周囲に話していたところ、子どもは友だちから責められ、母親は職場や子どもの友だちの母親から責められた。周りからはひどく言われたが、保健所の職員には励まされた。
4	マスクをして飴玉を口に含みながら買い物していたところ、誤って飲み込んでしまい、咳こんでしまった。後ろから、老夫婦が追いかけてきて、「おまえ、コロナにかかるてるだろう！（咳して）拡散してるだろうが！！」と、酷く叱責され、ショッピングカートを足の踵にぶつけられた。
5	新型コロナウイルスに関して外国人に対し差別的な貼り紙をした店舗について、県と市にメールで相談が寄せられた。その後、市からその店舗に対し差別や偏見を助長する可能性について説明し、理解を得ることができた。
6	県内の小学校において、保護者が医療従事者の加害児童が、家庭で「コロナ」「うつる」などの言葉を聞いて過敏に反応するようになり、自分に近付いた児童に対して「コロナ（菌）がうつるから触らないで」と言ったといいじめを確認した。これを受け、学校で、学級担任による加害児童への個別指導と学級での指導や加害児童と被害児童への家庭訪問を行った。【HP上には非公表】
7	新型コロナウイルスの影響を鑑み会社が設定した体温測定による休暇取得基準のため、持病により平熱が高い相談者は自宅で療養しなければならないこともあった。そのため、体温測定をストレスに感じており、また上司から外出するなどと言われるなどの嫌がらせも受けているという相談が寄せられた。

- 感染事実がないにも関わらず、行動歴等によって差別を受けた事例や外国人等を対象とした差別などさまざまな事例が発生。

2. 相談窓口の設置状況

偏見・差別に関する相談窓口設置状況



※「未設置」と回答した自治体においても相談には対応

- 既存の人権相談窓口において、新型コロナウイルス感染症に起因する偏見・差別相談を受け付けている自治体が多く、**10県**では**専用相談窓口**を設置。
- 自治体によって、外国人向けの相談窓口、法律相談、児童生徒向けの相談窓口を設置。

外国人向け相談窓口の設置

3者間通訳を活用しながら生活相談とともに、偏見・差別事例に対する相談にも対応。

栃木県に住む外国人のための
新型コロナウイルス相談ホットライン

みやぎ外国人相談センター

岐阜県在住外国人相談センター

多言語支援センターかながわ

みえ外国人相談サポートセンター(MieCo)

ひょうご多文化共生総合相談センター

LINE等も活用

児童生徒向け相談窓口の設置

神奈川県、長野県、岐阜県、兵庫県、徳島県、愛媛県等において児童・生徒向けに新型コロナウイルス感染症に起因する相談を受け付けている。

長野県

「児童生徒等のための新型コロナ差別・偏見等相談専用ダイヤル」を設置し、児童生徒や保護者の相談を受付。県の新型コロナ誹謗中傷被害相談窓口とも連携。

法律相談窓口の設置

東京都

東京都人権プラザにおいて、法律的な助言を行うことを目的として弁護士が相談を受け付けている。

京都府

京都市弁護士会(京都府リーガルレスキュー隊)が人権侵害された方に司法的救済を中心にアドバイスする。

徳島県

あいぽーと徳島で弁護士会及び人権擁護委員連合会と連携して相談を受付。弁護士によるネット相談も実施。

2. 新型コロナウイルス関係の相談件数集計

調査結果

- 36の自治体から新型コロナ関係の相談件数の集計を行っていると報告あり、**総数は1,076件**。
- 集計していない自治体もあり、相談受付体制や集計方法にも差があることから、**実態は集計件数よりも多い**と考えられる。

相談者属性

- 感染者・濃厚接触者とその家族、医療・介護従事者が多い傾向**にある。
- 「その他」には、県外ナンバー車所有者のほか、当事者ではない方等が含まれている。

相談内容

- 多岐にわたる相談が窓口に寄せられているが、**医療従事者・介護従事者は偏見に関する相談内容が多く、感染者やその家族、風評被害を受けた学校・企業等はインターネット上の書き込みなど誹謗中傷に関する相談の割合がやや多い傾向**にあった。
- 相談内容の「その他」は誹謗中傷に対する不安、情報提供や意見等が含まれている。

相談内容	相談者	感染者・濃厚接触者とその家族	医療・介護従事者等とその家族	(医療・介護を除く)エッセンシャルワーカーとその家族	風評被害を受けた学校・企業等の関係者	その他(「県外ナンバー」車の所有者他)	総数
デマや偏見に関する事		18	49	3	23	130	223
差別行為に関する事	商品・サービス等の提供拒否 (例:入店拒否、宿泊拒否等)	12	6	2	5	53	78
	個人や団体を誹謗中傷する (インターネット上の書き込み以外)発言、落書き、手紙等	10	1	0	7	61	79
雇用に関する事		9	11	0	1	47	68
その他		12	5	1	2	538	558
総数		71	78	6	46	875	1,076

※分類困難として報告された件数は「その他」に計上している

3. 各都道府県の取組～インターネット上の不適切な書き込み対策～

分析と考察

全体像把握、
被害者救済に向けて

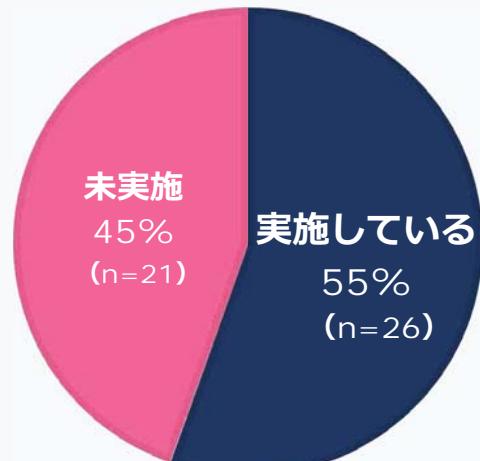
地域の実施状況に偏りがある

「実施している」と回答した都道府県のうち、
不適切な書き込みを発見したのは50%

全国的な導入が必要！

検知力の向上が必要！

ネット上の不適切な書き込み対策実施状況



取組の内容（複数回答あり）

偏見・差別に対する取組 (インターネット上の不適切な書き込み対策)	実施	備考
ネットパトロール（学校・ 市区町村教育委員会等に 通知・対応支援するもの）	14	このうち、7県で専門員の設置または外 部委託をしている。 また、学校でのクラスター発生時に一定 期間実施するなど、スポット的に対応し ている県もある。
スクリーンショット等によ る証拠保全	5	
ネットモニタリングと削除 依頼（県が削除要請までを行 うもの）	12	・都道府県、市区町村、関係団体が連携し てインターネット上の人権侵害の把握を 実施 ・職員のほか都道府県内大学生も参加しモ ニタリングを実施
電子メールによる相談窓口	1	

○半数以上の都道府県において、ネットパトロール等を行い、インターネット上の不適切な投稿を検索。

○人権侵害の恐れがある投稿については、画像等を保存し、法務局への通報や削除要請等を実施。

3. 各都道府県の取組～インターネット上の不適切な書き込み対策～

具体的な取組と成果

山梨県

○重大な事案が発生した場合、迅速に対処できるよう、甲府地方法務局、県弁護士会、県警察本部、県の4者による「県民等の人権に関する関係連絡会議」を設置し、各機関での情報の共有や連絡体制を構築した。（令和2年5月）

○サイバー犯罪対策に係る情報提供として、県警サイバー犯罪対策室の持つネット書き込みに係る特性や動向についての情報を、県等に対して適切に提供することで、県の情報収集等に対する技術的なサポートを行う。

連携体制
の整備

鳥取県

○新型コロナウイルス感染症に関する誹謗中傷など、インターネット上の不適切な書き込み等を画像として保存し、訴訟の証拠品にするため等、被害者等の求めに応じて提供する。38件を保存。

○部落差別に関するインターネットモニタリング・マニュアル（例）を活用して、試験的に新型コロナ関係の書き込みについても削除要請を実施。令和2年7月～9月に76件削除要請を行い、21件の削除を確認した。

・被害者支援
・既存ノウハウ
の活用

香川県

○県、県内市町及び民間団体で組織する「香川県人権啓発推進会議」において、4月からネット上のコロナハラスメントにつながる記載についてモニタリングを行い、人権上の問題があると考えられる記載については、速やかに削除されるべきものとの考え方から、サイト管理者に情報提供を行っており、これまでに32件の情報提供を行い、4件が削除された。

○被害者に代わって削除要請できるのは、人権擁護機関の高松法務局であることから、サイト管理者において自動的に削除されなかったものについては、高松法務局に伝えている。

全県一体
となって
迅速に対応

3. 各都道府県の取組～啓発・教育等①～

啓発の取組

全ての都道府県内において偏見・差別、いじめの防止に向けた啓発を実施。

啓発手法

動画配信、テレビ・新聞・ラジオ広告、首長メッセージ、自治体公式アカウント、広報誌、ポスター・リーフレット作成、啓発キャンペーン等

取組内容	都道府県
県民が最前線で働く方々への感謝を歌唱とメッセージで伝える動画をテレビ番組とのコラボ企画として放映。	青森県
県内のプロスポーツ3チーム（サッカー、バスケ、ラグビー）に協力していただき、差別や誹謗中傷をしないよう呼びかける動画とポスターを製作する予定（令和2年10月以降）。	秋田県
○知事メッセージ動画「STOP!コロナ差別」を、サンガスタジアムや府内12か所の駅のデジタルサイネージで上映。 ○京都府民によりて、SNSでの心ない書き込み等、新型コロナウイルス感染症をめぐる人権について掲載。また、「コロナ差別をやめ、互いを思いやる社会を作ろう」とのテーマで、世界人権問題研究センター所長であり同志社大学の坂元茂樹教授のコラムを掲載。	京都府
「NO コロナハラスメント」啓発キャンペーンを実施（令和2年8月17日～）。 県内市町、香川県人権啓発推進会議（県、県内市町及び民間団体で組織）をはじめ、県内の企業など（団体、個人を含む）と連携して、“参加型・ボトムアップ型”的アプローチを組み込んだ啓発キャンペーンを実施。 ① 共通ロゴマークの無償提供 ② メッセージ動画の公開 ③ 大型立看板の設置 ④ ポスター掲示 ⑤ その他（ポップや小型ポスターの設置など） 毎日、少しずつキャンペーンへの参加団体・個人が増えている。商店街全体で参加する事例も。	香川県
外海離島にある与論町で発生したクラスター感染に対し、与論町長（新型コロナウイルス感染症対策本部長）が、自ら防災無線で、差別・偏見、SNSでの拡散防止について町民に呼びかけを行った。	鹿児島県 与論町

3. 各都道府県の取組～啓発・教育等②～

共同宣言の発出

県、市町村、関係機関が連携して気運醸成

取組内容	都道府県
医療や法律、人権擁護などの関係機関と有識者による『新型コロナによるいじめ・偏見・差別問題対策協議会』を立ち上げ、悩み苦しむ人を市町村と一緒にサポートする体制を構築。	山形県
県と県内25市町共同で『新型コロナとの闘いを乗り越えるオールとちぎ宣言』を採択、関係団体等へ周知。同宣言について市町とともに広報媒体等による周知、テレビ・ラジオCMの放送開始。	栃木県
ストップ「コロナ・ハラスメント」宣言を、岐阜県知事及び県内42市町村長連名で実施（9月1日）。	岐阜県
『新型コロナからみんなを守る鳥取県民宣言』 3つの行動指針を掲げており、県HPや各種広報を通じて周知を行っている。鳥取県、鳥取県人権尊重の社会づくり協議会、鳥取県市長会、鳥取県町村会の連名。（8月8日） 『新型コロナウイルスに関する差別的扱いや誹謗中傷から陽性者等を守る共同行動宣言』 鳥取県知事、県弁護士会会长、県警察本部長、地方法務局長の4者が署名。（9月10日）	鳥取県

条例の制定等

市町においても条例制定等制度づくりを実施

取組内容	都道府県
『下妻市新型コロナウイルス感染症関係者に対する思いやり条例』 同条例は感染者や家族、医療従事者らへの偏見や差別をなくすため、以下の内容で制定。 「市及び議会の責務、市民の役割を明らかにし、市民一人一人が思いやりの気持ちを持って人と接することにより、市民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に資することを目的に、正しい知識の普及啓発を進める」 『鏡野町の新型コロナウイルス感染症に関する公表の考え方』を作成。 町職員の感染、町施設での感染者が発生した場合に、濃厚接触者に該当する可能性があるのかを知りたいという町民等の要望に応え、誤った情報の拡散を防止するために、 「個人情報及び人権に配慮しつつ、町民と接触する職種（窓口業務等）であったか、又は大まかに施設のどのあたりのフロアで勤務していたか」 等について公表することを決定し、事前に職員・関係機関に周知を行った。	茨城県 下妻市
岡山県 鏡野町	

3. 各都道府県の取組～啓発・教育等 ③～

教育関係の取組

各都道府県内において、いじめ防止に向け、教材作成・活用や児童・生徒に寄り添った相談等を実施。

取組内容	都道府県
<ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス感染症拡大防止を踏まえたスクールカウンセラーの効果的な活用例について、県教育委員会が以下のとおり通知。 <ul style="list-style-type: none"> □電話やICT機器を活用してのリモート相談の実施 □職員研修に活用する資料の作成・配付 □児童生徒の心のケア等についてまとめた文書の作成・配付 ○県教育委員会が新型コロナウイルス感染症に係る相談を受け止めるために「いばらき子どもSNS相談2020」の実施期間を以下のとおり拡張して実施 <ul style="list-style-type: none"> ・当初長期休業明け4回計100日間実施の計画を、5月以降年度末まで毎日実施。 	茨城県
<ul style="list-style-type: none"> ○教員向け授業サンプル動画「新型コロナウイルスに関する偏見や差別に立ち向かう」を作成。ウェブ上に公開(5月13日)。 ○児童生徒用学習教材「新型コロナウイルスと向き合い、乗り越えるために」を作成。「新型コロナウイルス感染症の感染者等に対する偏見や差別の防止等の徹底について」の通知文とともに、各市町村教育委員会に活用を呼びかけ。県立高校では、全学校で取り組む(8月31日)。 ○児童生徒の心のケアや、感染者等に対する偏見や差別を防ぐ取組を促す教育委員会メッセージを、奈良県公立学校の教職員一人一人に直接メールで送信(9月10日)。 	奈良県
<p>人権教育資料「新型コロナウイルスのはなし」を作成。内容は、新型コロナウイルス感染症に関する誹謗や中傷は、「感染を恐れて、気付かないうちに、たたかう相手をウイルスから人に取り違えてしまっているために起こること」、「差別を恐れて適切な行動をとらなければ、更に感染の広がりにつながること」等に気付かせるとともに、各自ができるを考え、実践を促すもの。</p> <p>仕上げを絵本に近いものにして、親が子どもに読み聞かせるなど、学校以外においても様々な場面で活用しやすいようにした。本資料は、県内全ての小・中・高等学校、特別支援学校に配布した。(令和2年9月)</p>	長崎県

4. 偏見・差別の実態やこれまでの取組をふまえた分析、課題等 ①

偏見・差別の実態を踏まえた分析・考察

No.	意見内容
1	地方にあっては社会的な つながりが濃密で、顔の見える関係 にあることから、 感染者を「特定する」行動 も問題と考えている。
2	学校で新型コロナウイルス感染者が出た際に新聞等で報道される場合はあるが、 事実を伝えることの重要さ と、その報道に過敏に反応し差別に繋がるような行為がおこる 危険性 について、どのように 調整 を図り、子ども達を守っていくかが 課題 である。
3	夏以降、主に感染拡大地域からの来訪者に対する偏見や差別(施設の利用拒否等)の相談が増加していると感じる。ただ、 人権擁護の観点 で問題があっても、 感染症対策 という側面との兼ね合いで相談対応に苦慮している。
4	正しい知識がない 中で、国民の 不安が増大 し、結果としてあってはならない差別につながっていると考える。また、「 正しい知識の普及 」と「 啓発 」がこの 差別をなくすための車の両輪 と考える。
5	自治体の公表 が 患者特定の直接原因ではない にもかかわらず、そのように受け取られて 疫学調査への協力 が得られなくなる場合もある。
6	<ul style="list-style-type: none"> ○本県は人口の少ない自治体が多く、感染者が特定されやすい状況から、感染者や家族、関係者に対する偏見・差別の未然防止のために、教育・啓発がこれまで以上に必要であると感じている。 ○感染者や家族、医療従事者等に対する差別や誹謗中傷は、人々の不安をあおり、新型コロナウイルス感染症拡大防止への協力が得にくくなるなど、結果として感染拡大につながりかねないという悪循環が課題として見えてきている。
7	より住民に近い 市町村間の取組 について、 温度差 を感じている。

4. 偏見・差別の実態やこれまでの取組をふまえた分析、課題等②

課題及び提案等【啓発全般】

No.	意見内容
1	県内においては、若い世代よりも 40代以上による噂話の拡散 による差別や誹謗中傷が多いと見られるため、ウェブなどを活用した啓発よりも、 テレビCMや新聞広告、企業などと協力した啓発が効果的 と考えている。
2	県には、偏見・差別に対する法的措置権限がないことから、相談窓口や啓発活動により効果的に抑止できるよう取り組む必要がある。 現状では、 法務局や労働局、警察など法的措置が可能な機関と連携を強化 し対応。
3	県の広報媒体のみでの啓発効果には限りがあるが、県・市町 共同して宣言 を出したことにより、 市町での広報 はもとより、 スポーツチーム等民間団体などからも広報についての協力を得られるようになった 。より広い層への波及・浸透が期待できると考える。
4	オンラインを活用したより迅速な発信、新聞広報等を活用したより広い啓発 を進めるほか、県広報媒体を含め、関係機関・団体等の様々な媒体を活用し、効率的・効果的に情報発信していく必要がある。
5	新型コロナウイルス感染症に起因する偏見・差別は、 全く新しい課題であるため予算措置されていない 。
6	感染者ではないと判断される方からの相談がほとんど を占めており、 誰もが偏見・差別の対象となっている 実態がある。このため、これまで感染者や医療従事者、その家族等の人権への配慮について啓発していくが、 幅広く人権への配慮の啓発 を進めていく必要があると感じている。
7	偏見や差別をなくしていくため、様々な方法で啓発を行っているが、より効果的なものとしていくために、特に、人権侵害事案に対応している 法務省の人権擁護機関 (地方法務局)との 更なる連携強化 が必要。

75

4. 偏見・差別の実態やこれまでの取組をふまえた分析、課題等③

課題及び提案等【インターネット上の不適切な書き込み対策】

No.	意見内容
1	インターネット上の誹謗中傷に関しては、モニタリング等の自治体単位での取組ではその効果が限定的であり、 全国的な取組が必要 であると考える。
2	人権侵害が発生した場合は、 被害者を速やかに救済窓口に繋ぐ とともに、社会問題となっているインターネット上の悪質な書き込みについて、モニタリング等により察知し、 迅速に削除要請等の対応 を図るため、法務局等関係機関との連携を強化する 必要 がある。また、インターネット上の悪質な差別的書き込みの削除について、 実効性のある法制度の整備 が必要である。
3	コロナ禍にあって、 多数の誹謗中傷の発生懸念 と、その 内容も多様化していく懸念 がある。一層の啓発や、インターネット書き込みへの スピーディな対応 が可能となるような取組が 必要 と感じる。
4	インターネットやSNSを利用した偏見・差別的な行為は、その 広がる速度が早い 。迅速に対応できるよう プロバイダ制限責任法等の法令改正、人権救済システムの強化 が必要。

76

総括

偏見・差別の実態

- 未知のウイルスへの忌避意識から感染者やその家族、医療従事者、県外在住者等が誹謗中傷を受け、偏見・差別に苦しみ、サービス利用拒否や解雇等の実害を被った事例を多数確認。
- 感染の事実がない方であっても不当な扱いを受ける事例が散見されており、誰もが当事者となる可能性があることから、本事案は早急に取り組むべき問題である。

各都道府県の取組

- 偏見・差別の解消に向けて関係機関と連携しながら、啓発、教育、共同宣言発出、条例制定等で気運醸成を図り、相談対応やネット上の書き込み対策で被害者支援を行うなど、総合的に取り組んでいる。

偏見・差別の実態や取組をふまえた分析・課題

- 相談機関への接続、削除要請等において迅速な対応が可能となるよう、実効性のある法制度の整備や関係機関（地方法務局、警察等）との連携強化等が必要。
- 本事案は各都道府県の知見共有等によって取組を強化（ネット上の書き込み対策における検知力向上、全国的な導入等）しつつ、息の長い対策を講じていくべきである。

そのための
財政支援が必要！

77

資料5

人権相談

約20万3,570件（平成31年・令和元年）

法務省の人権擁護機関では、法務局職員や人権擁護委員が人権に関する相談（人権相談）を受け付けている。相談は無料で、秘密は厳守。

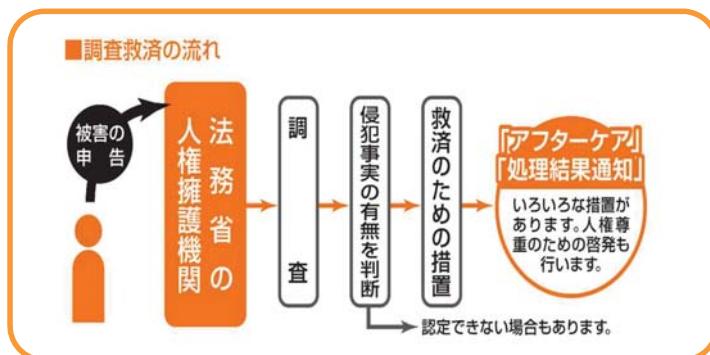
■主な相談窓口

- | | |
|------------------------------|----------|
| ▶ みんなの人権110番 (0570-003-110) | 約89,000件 |
| ▶ 子どもの人権110番 (0120-007-110) | 約21,000件 |
| ▶ 女性の人権ホットライン (0570-070-810) | 約17,000件 |
| ▶ 外国語による人権相談 (0570-090-911) | 10か国語に対応 |
| ▶ 子どもの人権SOSミニレター（全国の小中学生に配布） | 約15,000件 |
| ▶ インターネット人権相談（英語、中国語にも対応） | 約10,000件 |

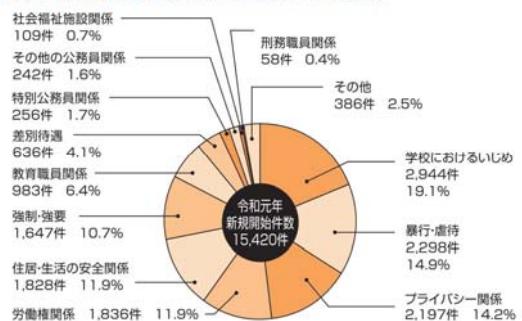
※ 件数は平成31年・令和元年（暦年）の実績



法務省の人権擁護機関では、「人権を侵害された」という被害者からの申出等を受けて、救済手続を開始する。調査結果を踏まえ、事案に応じた適切な措置（「調整」、「援助」、「要請」、「説示」、「勧告」など）を講じている（調査・措置は任意の協力の下に行う。）。



■令和元年人権侵犯事件数(新規救済手続開始)の種類別内訳



人権侵犯事件の調査救済の例

強制・強要関係 職場の上司による部下に対するセクシュアルハラスメント

職場の上司から、職場の新年会の帰りに、性的発言を繰り返すセクシュアルハラスメントを受けたとして、法務局に相談がされた事案です。

法務局が調査した結果、上司は、被害者に対し、本件行為について謝罪はしたもの、セクシュアルハラスメントに対する認識が不足していることが認められました。

そこで、法務局は、上司に対し、本件発言が被害者個人の尊厳を傷つけるとともに、就業環境を害する行為であり、今後、同様の行為を繰り返すことのないよう説示しました。

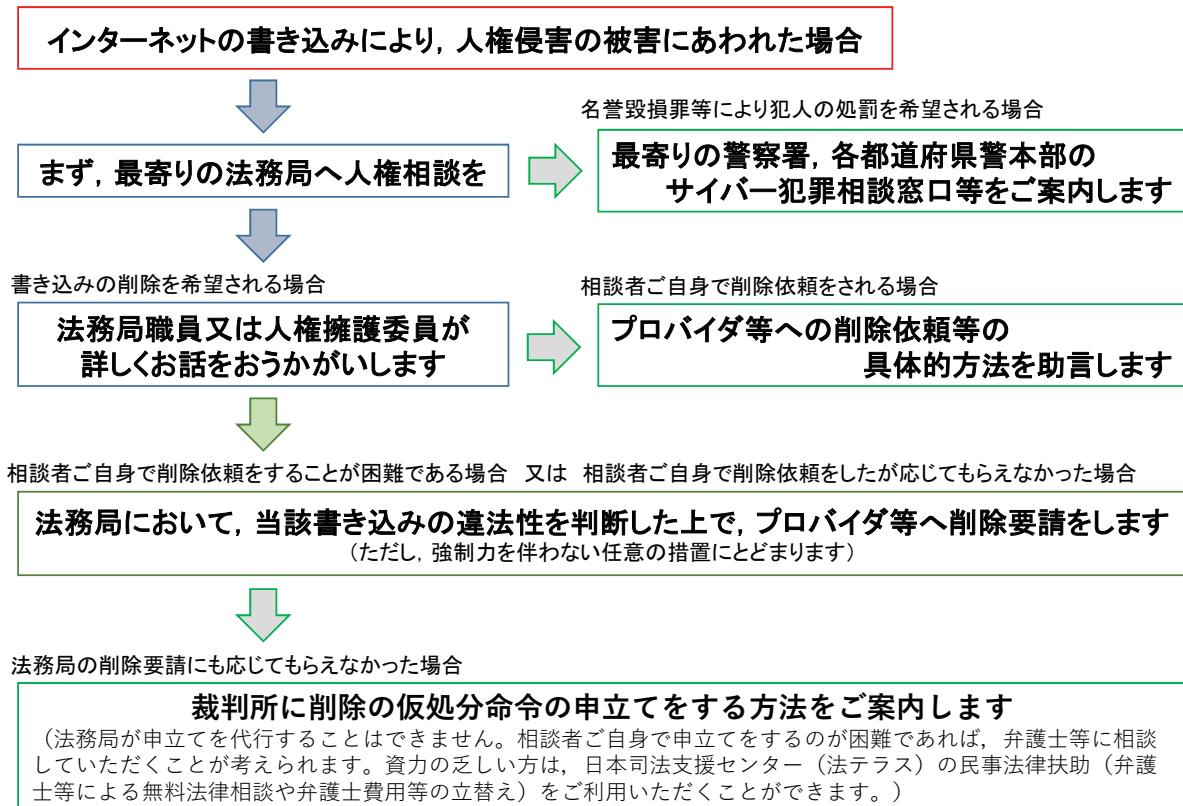
差別待遇事案 外国人に対する公園利用の妨害行為

公園で遊んでいた外国人の子どもが、近隣住民から英語で「うるさい (Noisy!)」、「帰れ (Go home !)」などと言われ、公園の利用を妨害されたとして、母親から法務局に相談がされた事案です。

法務局が調査した結果、近隣住民は外国人を差別する意識はないものの、騒音及び夜の公園利用についての配慮を望んでおり、被害者にその真意を伝えてほしいとの意向が示されました。

そこで、法務局が被害者に対してその真意を伝えたところ、被害者は理解を示し、近隣住民も、法務局の対応に納得し、安心した旨及び感謝の意が示されました。

インターネットの書き込みによる人権侵害について

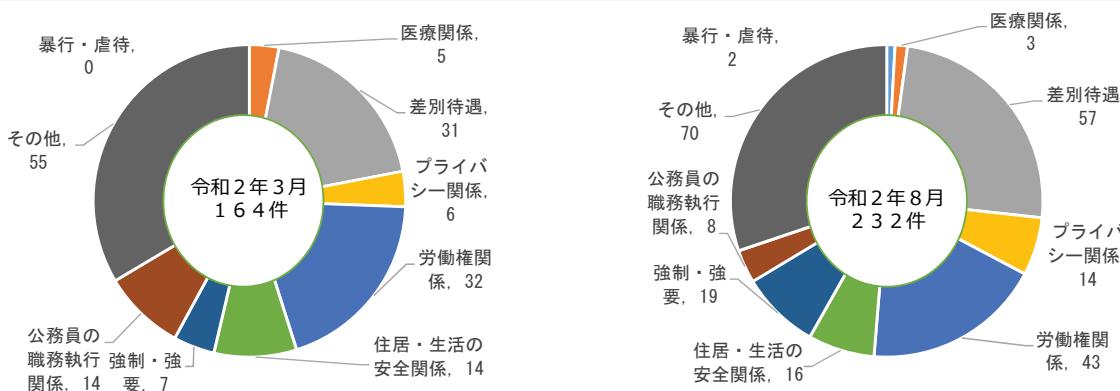


81

新型コロナウイルス感染症に関連する人権相談の状況（相談件数）

◎人権相談件数の比較（数値は、いずれも速報値）

- 令和2年3月の人権相談件数 13,469件
うち新型コロナウイルス感染症に関連する人権相談件数 164件
※国外からの入国者、外国人、クラスターが発生した施設の利用者等に対する警戒感に基づく漠然とした感染不安に起因する事案が見られる
- 令和2年8月の人権相談件数 14,340件
うち新型コロナウイルス感染症に関連する人権相談件数 232件
※自分や周囲の者が感染したとの情報が拡散して被害を受けたとする事案が多く見られる



82

新型コロナウイルス感染症に関する人権相談の状況（相談内容（3月））

感染を疑われた者に対する差別に関するもの

- ① 私が利用した施設で新型コロナウイルスの感染者が発生した。自分は陰性であったが、近隣住民から避けられるなど**ばい菌扱い**された。
- ② 休日に他県を旅行した後に職場に出勤したところ、旅行のことを知った**同僚**が職場中に広めたため、**職場内で警戒**されている。
- ③ 肺炎にかかり検査を受けたが、新型コロナウイルスは陰性であった。しかし、勤務先の**同僚**から**再検査や出勤停止**を求められている。

誹謗中傷・風評被害に関するもの

- ④ 家族が感染したことが自治体から公表され、地域名や行動歴から個人の特定がされてしまった。**近隣住民からの非難やネット上の誹謗中傷**を受けている。
- ⑤ 地元小学校の児童が新型コロナウイルスに感染した。**ネット上の掲示板**にその小学校に近づかないほうが良いといった書き込みがされた。

83

新型コロナウイルス感染症に関する人権相談の状況（相談内容（3月））

職場の対応に起因するもの

- ⑥ 娘が勤務する病院を受診した人の感染が判明した。これを知った私の**勤務先の上司**が、私に出勤しないように言っている。
- ⑦ 勤務先の会社で出勤時に体温を測定することとなった。37.5度以上の者は、**社内で氏名を公表**され、他の従業員から避けられている。
- ⑧ 2月下旬に事前に職場の許可を得た上で**国外旅行**をした。帰国後、特に体調の変化がなかったが、職場から電話がかかってきて、**出勤停止**を命じられた。

その他

- ⑨ 子どもたちを公園で遊ばせていたところ、通りがかりの人から「こんな場所で遊ばせていいなんて、おかしい」と**非難**された。
- ⑩ 近隣の小学校が感染症対策のために休校となつたが、その**小学校の児童**が大勢で公園で遊んでいる。学校や保護者が指導すべきだ。
- ⑪ 自分が経営している会社の従業員が体調不良で休んでいる。他の従業員から「新型コロナウイルスに感染しているかもしれない、その従業員を出勤させないでほしい」と言われているが、どうしたら良いか。

84

新型コロナウイルス感染症に関する人権相談の状況（相談内容（8月））

誹謗中傷・風評被害に関するもの

- ① SNS上に当社の従業員が新型コロナウイルスに感染したとの虚偽の情報が掲載された。
- ② 息子が新型コロナウイルスに感染し、救急車で病院に運ばれた。その様子を見ていた近隣の住民が、近所中に触れ回っている。
- ③ 家族が新型コロナウイルスに感染し、自治体から公表された。小さな自治体なので、報道された情報により個人が特定された。
- ④ 子どもが通う学校で感染者が発生し、ネット上に、その学校では100人を超える感染者が発生したとの虚偽の投稿がされた。
- ⑤ 娘が感染したことを秘密にしていたが、自分が経営する飲食店の客や取引先から「感染者が出たのでは」との問合せが殺到している。
- ⑥ 新型コロナウイルスに感染した。そのことを職場の上司に職場用のSNS上で広められ、自宅に嫌がらせの電話がかかってくる。

85

新型コロナウイルス感染症に関する人権相談の状況（相談内容（8月））

職場の対応に起因するもの

- ⑦ 勤務先で感染症対策として自分の勤務時間外の詳細な行動記録の提出を求められている。交友関係や嗜好まで職場に知られてしまう。
- ⑧ 熱が出たためPCR検査を受けたが、陰性だった。しかし、新型コロナウイルスに過敏なアルバイト先の経営者に解雇された。
- ⑨ 持病の治療用の薬の副作用で咳が出る。これを新型コロナウイルスへの感染と疑う複数の同僚から診断書提出や退職を求められている。

その他

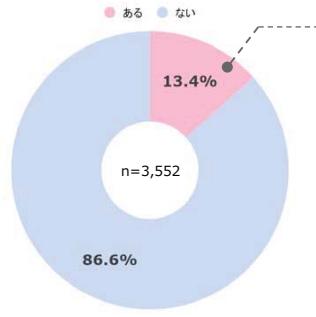
- ⑩ 新型コロナウイルスに感染したことが、報道等を通じて居住している賃貸住宅の家主に知られ、その住宅からの即時退去を求められた。
- ⑪ 新型コロナウイルスに感染し、現在、入院中。感染したことを町内会に伝えるべきか。
- ⑫ 新型コロナウイルスに感染した。教師から、登校した際には他の生徒に感染のことを言わない方が良いと助言されたが、どうすべきか。
- ⑬ ショッピングセンター内のテナントの従業員が感染し、同センターの管理会社が店舗名を公表した。従業員個人が特定されかねず心配。

86

新型コロナウイルス関連の”差別”について

学校現場で新型コロナに関する差別を見たことがある人は14%いる。子ども同士の問題だけではなく、保護者や地域住民も見据えた差別抑止施策をしていく必要があると言えそう。

差別や誹謗中傷を学校現場で見たり聞いたりしたことはあるか？



※2020年8月27日実施「日本学校保健会・学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルオンライン研修会」参加者アンケートより ※回答者・全国・小中高の養護教諭3,552人

咳、発熱、欠席者に対して「コロナだ！」という

- * 咳をしている児童に対して、「コロナだ！」と騒ぐ児童がいた | 小学校
- * 発熱生徒に対して「コロナだ～。」と言う | 中学校
- * 欠席者に対して「コロナちゃん？」と軽く言ってしまった児童がいた | 小学校
- * 欠席が続いている生徒に対して、コロナ感染者じゃないかななど、噂している生徒がいる | 中学校・養護教諭
- * 少しでも体調が悪い人にコロナと言ったりする | 高校

新型コロナがいじめの象徴のように使われており、言い出しにくい空気を生み出している

- * 校区で患者が出たとき、誰が患者か、その人に近づかないようになど噂がたった | 小学校・養護教諭
- * 咳になるとコロナって思われたら嫌…と話していた | 小学校
- * ふざけて、コロナ！と友達のことをあだ名のように呼んでいるのを見て保健指導した | 小学校

保護者の言動が差別や偏見を助長している

- * 陽性になった保護者を探し出すような、他の保護者がいた。(犯人探しのようだった) | 看護師
- * 東京から転園してきた園児が登園するなら、うちの子は登園させないという保護者がいた | 幼稚園
- * 地域社会や近隣住民からの差別や偏見
- * COVID19に感染した学校に通う生徒への暴言および施設利用拒否 | 教育委員会・副校長
- * 医療機関に勤務している保護者が、保育園を断られた | 小学校・養護教諭
- * 感染者の多い地域への往来のあった人に対する差別 | 小学校・養護教諭
- * 地域内で一人目のり患者が出たときに、ご本人やその家族に対してまで誹謗中傷がひどく出回った | 小学校
- * PCR検査を受ける=新型コロナ感染者と蔑視する
- * 陽性者でも、濃厚接触者でもない生徒複数がPCR検査を受けたことが報道され、クラスも部活も違う生徒がネット上で中傷をうけた。生徒が登下校中、学校の近くに住む方にあっちに行けと言われた。保護者から仕事に行けなくなると、抗議の連絡があった。PCR検査は全員陰性でクラスターも感染者も出ていない学校です

CONFIDENTIAL

Copyright ©Arrow8 All rights reserved.

A県における新型コロナウイルス感染症に関する差別的な扱い等の被害の実態について（事例）

新型コロナウイルス感染症に起因した学校、児童生徒及び教職員に対する差別的な扱いや誹謗中傷等の被害等の実態（一部抜粋）

※対象期間 令和2年6月1日（月）から令和2年8月31日（月）まで

【県立高等学校】

- ・発熱をした生徒に対して、他の生徒が本人に対して「コロナか？」と発言した。
- ・生徒同士のSNS等のメッセージで感染者を特定しようとする動き（犯人探しのようなもの）があった。（保護者から、「子供たちが感染した教員を特定しようとするメッセージを回している」との連絡が学校に入って発覚。PCR検査を受けた生徒もいるので、自分も濃厚接触者となる心配が背景にあったことが判明。）
- ・保護者より「濃厚接触者が家族に出た場合、出勤を控えるようにと会社から連絡があり強制的に休ませられた。給料が減る。どうしてくれるのか。」とクレームがあった。

【市町村立学校】

- ・父親に陽性反応が出たため濃厚接触者として登校していない児童に対して、別の家庭の保護者が「感染が心配だから、1学期いっぱい休ませろ」と要求してきた。
- ・外国籍の児童生徒に対して、差別的な言葉がけがあった。
- ・児童の保護者が食中毒による発熱のため入院した。その際、「コロナで入院しているらしい」という噂がながれた。
- ・医療関係に従事する保護者の子供が、「一緒に帰りたくない」と言われた。
- ・友達との距離感がうまくつかめず、身体距離が近くなってしまう子が、クラスメートから「コロナ、距離をとれ」と言われた。

※上記事案は、全て当該学校において適切な指導のもと、解決済みである。

新型コロナウィルス感染症に関する差別や偏見をなくす指導の実施について

・全日本中学校長会が実施した調査によると、差別や偏見をなくす指導の実施について、「既に実施」した学校が約9割（90.7%）を占めている。「既に実施」した学校と「実施する予定」の学校を合わせると96.5%となり、ほとんどの学校で指導を行っている。

・小学校においても、朝の会や学級活動等で児童生徒に感染者への偏見や差別について考えさせる場面を設定したり、通知やメール等を作成して児童生徒や保護者に啓発を図ったりするなどの取組が行われている事例がある。

新型コロナウィルス対応に関する調査（全日本中学校長会）

